

平成24年(行コ)第412号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

控訴人 国(行政処分庁 外務大臣)

被控訴人 崔鳳泰ほか10名

控訴理由書

平成25年2月1日

東京高等裁判所第8民事部C係 御中

控訴人指定代理人

近藤裕之



板崎一雄



高橋秀典



澤田勝弘



森寿明



関根英恵



佐藤昌永



岡野信行



小野啓一



長野将光



山崎修



小川寛人



玉置浩平



真鍋尚志



時田裕士



大野寿久



| | |
|---|----|
| 第1章 不服申立ての範囲の変更（減縮・訂正） | 25 |
| 第2章 控訴人の総論的主張 | 32 |
| 第1 事案の概要 | 32 |
| 第2 控訴人の不服申立部分に関する原判決の要旨 | 33 |
| 第3 控訴理由の要旨 | 37 |
| 第4 控訴理由 | 46 |
| 1 情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する解釈 | 46 |
| (1) 情報公開法5条3号及び4号は行政機関の長がした同各号該当性に関する判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であること | 46 |
| (2) 情報公開法5条3号及び4号該当性に関する主張立証責任の在り方 | 50 |
| 2 情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する原判決の解釈の誤り | 51 |
| (1) 情報公開法5条3号及び4号が付与した裁量権の範囲に関する解釈の誤り | 51 |
| (2) 情報公開法5条3号及び4号が時間的要素によって不開示情報の範囲を画していないにもかかわらず、一律に時間的要素によって主張立証責任を分配した誤り | 55 |
| 3 不開示理由1を理由とする不開示部分に関する原判決の判断の誤り | 61 |
| (1) 不開示部分が既に開示決定がされた情報と同一の内容の情報等に当たるとの原判決の認定に事実誤認があること | 61 |
| ア 原判決の判示内容等 | 61 |
| イ 通し番号1－69の文書の不開示部分に係る事実誤認等について | 62 |
| ウ 通し番号1－97の文書の不開示部分に係る事実誤認等について | 64 |
| エ 小括 | 65 |
| (2) 日本に所在する朝鮮半島由来の書籍、文化財等に関する情報を記録した部分が不開示情報に該当しないとの判断の誤り | 65 |

| | |
|--|----|
| ア 原判決の判示内容 | 65 |
| イ 上記目録等に記録された書籍、文化財等の書名及び名称、数量を開示した場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被ることが容易に想定されること | 66 |
| 4 不開示理由2を理由とする不開示部分についての原判決の判断の誤り | 70 |
| (1) 原判決の判示内容 | 70 |
| (2) 過去の政府高官等の発言であっても、現在の韓国国民等の感情や自尊心を害したものと受け取られ、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあること | 70 |
| (3) 日韓会談当時の日本政府部内の検討内容、第三国政府の情報等が現時点で公になった場合に他国との信頼関係が損なわれるおそれ等があること | 74 |
| 5 不開示理由3を理由とする不開示部分についての原判決の判断の誤り | 77 |
| (1) 原判決の判示内容 | 77 |
| (2) 上記情報を開示することにより我が国が韓国及び第三国との信頼関係が損なわれ、我が国が韓国との竹島問題に関する交渉上不利益を被るおそれがあること | 78 |
| 第3章 本件各文書に係る原判決の判断（原判決別紙5）の誤り | 82 |
| 第1 不開示理由1（情報公開法5条3号関係）について | 82 |
| 1 通し番号1－13について | 82 |
| (1) 原判決の判示内容 | 82 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 83 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 83 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 83 |
| イ 原判決の判断の誤り | 86 |
| (4) 小括 | 87 |

| | |
|--|----|
| 2 通し番号1－60（乙A第107号証）について | 87 |
| (1) 原判決の判示内容 | 87 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 88 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 89 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | 89 |
| イ 原判決の判断の誤り | 90 |
| (4) 小括 | 91 |
| ○ 3 通し番号1－61（乙A第502号証）について | 91 |
| (1) 原判決の判示内容 | 91 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 92 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 93 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | 93 |
| イ 原判決の判断の誤り | 94 |
| (4) 小括 | 95 |
| ○ 4 通し番号1－62（乙A第221号証）について | 95 |
| (1) 原判決の判示内容 | 95 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 96 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 96 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることに つき相当の理由があること | 96 |
| イ 原判決の判断の誤り | 98 |
| (4) 小括 | 99 |
| ○ 5 通し番号1－63（乙A第222号証）について | 99 |
| (1) 原判決の判示内容 | 99 |

| | |
|--|-----|
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 100 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 100 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 101 |
| イ 原判決の判断の誤り | 102 |
| (4) 小括 | 103 |
| 6 通し番号 1 - 6 9 (乙A第108号証)について | 104 |
| (1) 原判決の判示内容 | 104 |
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 105 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 106 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 106 |
| イ 原判決の判断の誤り | 108 |
| (4) 小括 | 108 |
| 7 通し番号 1 - 7 4 (乙A第231号証)について | 109 |
| (1) 原判決の判示内容 | 109 |
| (2) 不開示部分の情報の内容 | 109 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 111 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 111 |
| イ 原判決の判断の誤り | 113 |
| (4) 小括 | 114 |
| 8 通し番号 1 - 7 5 (乙A第232号証)について | 115 |
| (1) 原判決の判示内容 | 115 |
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 115 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 116 |

| | |
|--|-----|
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 116 |
| イ 原判決の判断の誤り | 117 |
| (4) 小括 | 119 |
| 9 通し番号1-80（乙A第237号証）について | 119 |
| (1) 原判決の判示内容 | 119 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 120 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 121 |
| ○ ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 121 |
| ○ イ 原判決の判断の誤り | 123 |
| (4) 小括 | 124 |
| 10 通し番号1-81（乙A第238号証）について | 124 |
| (1) 原判決の判示内容 | 124 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 125 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 126 |
| ○ ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 126 |
| ○ イ 原判決の判断の誤り | 129 |
| (4) 小括 | 130 |
| 11 通し番号1-82（乙A第239号証）について | 130 |
| (1) 原判決の判示内容 | 130 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 131 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 131 |
| ○ ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 131 |

| | | |
|--|-------|-----|
| イ　原判決の判断の誤り | | 133 |
| (4) 小括 | | 134 |
| 12 通し番号1－83（乙A第240号証）について | | 134 |
| (1) 原判決の判示内容 | | 135 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | | 135 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | | 136 |
| ア　北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | | 136 |
| イ　原判決の判断の誤り | | 138 |
| (4) 小括 | | 139 |
| 13 通し番号1－84（乙A第241号証）について | | 139 |
| (1) 原判決の判示内容 | | 139 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | | 140 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | | 141 |
| ア　北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | | 141 |
| イ　原判決の判断の誤り | | 144 |
| (4) 小括 | | 145 |
| 14 通し番号1－85について | | 145 |
| (1) 原判決の判示内容 | | 145 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | | 145 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | | 146 |
| ア　北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | | 146 |
| イ　原判決の判断の誤り | | 148 |
| (4) 小括 | | 149 |

| | |
|--|-----|
| 15 通し番号1－86（乙A第242号証）について | 149 |
| (1) 原判決の判示内容 | 149 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 150 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 151 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | 151 |
| イ 原判決の判断の誤り | 153 |
| (4) 小括 | 154 |
| ○ 16 通し番号1－87（乙A第243号証）について | 154 |
| (1) 原判決の判示内容 | 154 |
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 154 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 155 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | 155 |
| イ 原判決の判断の誤り | 157 |
| (4) 小括 | 158 |
| ○ 17 通し番号1－88（乙A第244号証）について | 158 |
| (1) 原判決の判示内容 | 158 |
| (2) 不開示部分の情報の内容 | 159 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性について | 160 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認め ることにつき相当の理由があること | 160 |
| イ 原判決の判断の誤り | 162 |
| (4) 小括 | 163 |
| ○ 18 通し番号1－97（乙A第110号証）について | 163 |
| (1) 原判決の判示内容 | 163 |

| | |
|--|-----|
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 164 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 164 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 164 |
| イ 原判決の判断の誤り | 165 |
| (4) 小括 | 166 |
| 19 通し番号1-101（乙A第111号証）について | 166 |
| (1) 原判決の判示内容 | 167 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容等 | 167 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 168 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 168 |
| イ 原判決の判断の誤り | 171 |
| (4) 小括 | 172 |
| 20 通し番号1-103（乙A第254号証）について | 172 |
| (1) 原判決の判示内容 | 172 |
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 173 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 174 |
| ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 174 |
| イ 原判決の判断の誤り | 175 |
| (4) 小括 | 176 |
| 21 通し番号1-111（乙A第258号証）について | 177 |
| (1) 原判決の判示内容 | 177 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 177 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 178 |

| | |
|--|-----|
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 178 |
| イ 原判決の判断の誤り | 179 |
| (4) 小括 | 180 |
| 22 通し番号1－165（乙A第307号証）について | 180 |
| (1) 原判決の判示内容 | 180 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 181 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 182 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 182 |
| イ 原判決の判断の誤り | 183 |
| (4) 小括 | 184 |
| 23 通し番号1－227（乙A第358号証）について | 184 |
| (1) 原判決の判示内容 | 184 |
| (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 185 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 185 |
| イ 原判決の判断の誤り | 186 |
| (3) 小括 | 187 |
| 24 通し番号1－244（乙A第368号証）について | 187 |
| (1) 原判決の判示内容 | 187 |
| (2) 原判決には明らかな事実誤認があること | 188 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 190 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 190 |
| イ 原判決の判断の誤り | 191 |

| | |
|--|-----|
| (4) 小括 | 192 |
| 25 通し番号1－245（乙A第78号証）について | 192 |
| (1) 原判決の判示内容 | 192 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 192 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 193 |
| ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 193 |
| イ 原判決の判断の誤り | 193 |
| (4) 小括 | 194 |
| 第2 不開示理由2（情報公開法5条3号及び6号関係）について | 194 |
| 1 通し番号2－10（乙B第94号証）について | 194 |
| (1) 原判決の判示内容 | 194 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 195 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 196 |
| ア 米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 196 |
| イ 原判決の判断の誤り | 197 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 198 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 198 |
| イ 原判決の判断の誤り | 199 |
| (5) 小括 | 199 |
| 2 通し番号2－11（乙A第95号証）について | 200 |
| (1) 原判決の判示内容 | 200 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 200 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 201 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることに | |

| | | |
|---|--|-----|
| ○ | つき相当の理由があること | 201 |
| ○ | イ 原判決の判断の誤り | 201 |
| ○ | (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 202 |
| ○ | ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 202 |
| ○ | イ 原判決の判断の誤り | 203 |
| ○ | (5) 小括 | 203 |
| ○ | 3 通し番号 2-19 (乙A第102号証) について | 203 |
| ○ | (1) 原判決の判示内容 | 204 |
| ○ | (2) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 205 |
| ○ | ア 韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び韓国や北朝鮮との交渉上不利 益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 205 |
| ○ | イ 原判決の判断の誤り | 207 |
| ○ | (3) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 208 |
| ○ | ア 外交等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 208 |
| ○ | イ 原判決の判断の誤り | 209 |
| ○ | (4) 小括 | 210 |
| ○ | 4 通し番号 2-20 (乙A第103号証) について | 210 |
| ○ | (1) 原判決の判示内容 | 210 |
| ○ | (2) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 211 |
| ○ | ア 韓国及びその他関係国との信頼関係が損なわれるおそれ並びに韓国及び 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつ き相当の理由があること | 211 |
| ○ | イ 原判決の判断の誤り | 213 |
| ○ | (3) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 214 |
| ○ | ア 外交等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 214 |

| | |
|--|-----|
| イ 原判決の判断の誤り | 215 |
| (4) 小括 | 216 |
| 5 通し番号2-27（乙A第107号証）について | 216 |
| (1) 原判決の判示内容 | 216 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 217 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 218 |
| ア 韓国との信頼関係が失われるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 218 |
| イ 原判決の判断の誤り | 219 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 221 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 221 |
| イ 原判決の判断の誤り | 222 |
| (5) 小括 | 223 |
| 6 通し番号2-30（乙A第110号証）について | 223 |
| (1) 原判決の判示内容 | 223 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報内容 | 224 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 224 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 224 |
| イ 原判決の判断の誤り | 225 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 227 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 227 |
| イ 原判決の判断の誤り | 227 |
| (5) 小括 | 228 |
| 7 通し番号2-32（乙A第111号証）について | 228 |
| (1) 原判決の判示内容 | 228 |

| | |
|---|-----|
| (2) 不開示部分の情報内容 | 229 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 229 |
| ア 韓国との信頼関係が失われるおそれがあると認めることにつき相当の理由があること | 229 |
| イ 原判決の判断の誤り | 230 |
| (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 232 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 232 |
| イ 原判決の判断の誤り | 232 |
| (5) 小括 | 233 |
| 8 通し番号 2-36 (乙A第114号証) について | 233 |
| (1) 原判決の判示内容 | 233 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 234 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 234 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 234 |
| イ 原判決の判断の誤り | 235 |
| (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 236 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 236 |
| イ 原判決の判断の誤り | 237 |
| (5) 小括 | 237 |
| 9 通し番号 2-37 (乙A第115号証) について | 238 |
| (1) 原判決の判示内容 | 238 |
| (2) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 238 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある | |

| | |
|---|-----|
| こと | 238 |
| イ 原判決の判断の誤り | 239 |
| (3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 241 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 241 |
| イ 原判決の判断の誤り | 241 |
| (4) 小括 | 242 |
| 10 通し番号2-38(乙A第116号証)について | 242 |
| (1) 原判決の判示内容 | 242 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 242 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 243 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 243 |
| イ 原判決の判断の誤り | 244 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 245 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 245 |
| イ 原判決の判断の誤り | 245 |
| (5) 小括 | 246 |
| 11 通し番号2-49(乙A第42号証)について | 246 |
| (1) 原判決の判示内容 | 246 |
| (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 247 |
| ア 韩国との信頼関係が損なわれ、韓国その他の諸外国との今後の交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 247 |
| イ 原判決の判断の誤り | 248 |
| (3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 250 |

| | |
|---|-----|
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 250 |
| イ 原判決の判断の誤り | 250 |
| (4) 小括 | 251 |
| 12 通し番号2-55（乙A第132号証）について | 251 |
| (1) 原判決の判示内容 | 251 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 251 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 252 |
| ア ロシアとの交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 252 |
| イ 原判決の判断の誤り | 253 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 253 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 253 |
| イ 原判決の判断の誤り | 254 |
| (5) 小括 | 254 |
| 13 通し番号2-61（乙A第138号証）について | 254 |
| (1) 原判決の判示内容 | 254 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 255 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 256 |
| ア ポルトガル等との外交交渉上不利益を被り、同国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 256 |
| イ 原判決の判断の誤り | 257 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 258 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 258 |
| イ 原判決の判断の誤り | 258 |
| (5) 小括 | 259 |

| | |
|--|-----|
| 14 通し番号2-66（乙B第143号証）について | 259 |
| (1) 原判決の判示内容 | 259 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 260 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 260 |
| ア 他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被る おそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 260 |
| イ 原判決の判断の誤り | 262 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 263 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 263 |
| イ 原判決の判断の誤り | 264 |
| (5) 小括 | 264 |
| 15 通し番号2-89（乙A第72号証）について | 265 |
| (1) 原判決の判示内容 | 265 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 266 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 266 |
| ア 日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣 が認めることにつき相当の理由があること | 266 |
| イ 原判決の判断の誤り | 267 |
| (4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性 | 269 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 269 |
| イ 原判決の判断の誤り | 269 |
| (5) 小括 | 270 |
| 16 通し番号2-96（乙B第170号証）について | 270 |
| (1) 原判決の判示内容 | 270 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 271 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 271 |

| | |
|--|-----|
| ア 他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 271 |
| イ 原判決の判断の誤り | 273 |
| (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 274 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 274 |
| イ 原判決の判断の誤り | 275 |
| (5) 小括 | 276 |
| 17 通し番号 2-109 (乙B第84号証) について | 276 |
| (1) 原判決の判示内容 | 276 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 276 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 277 |
| ア 日本政府と韓国政府との信頼関係を損なうおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 278 |
| イ 原判決の判断の誤り | 279 |
| (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 280 |
| ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること | 280 |
| イ 原判決の判断の誤り | 280 |
| (5) 小括 | 280 |
| 第3 不開示理由 3 (情報公開法 5 条 3 号関係) について | 281 |
| 1 通し番号 3-12 (乙A第51号証) について | 281 |
| (1) 原判決の判示内容 | 281 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報の内容 | 281 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 282 |
| ア 竹島の領有権問題に対する我が国の立場に関して、韓国政府に誤解を生じさせたり、当該情報が今後の交渉において我が国に不利に利用されたりするなどのおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由がある | |

| | |
|---|-----|
| こと | 282 |
| イ 原判決の判断の誤り | 285 |
| (4) 小括 | 287 |
| 2 通し番号3-15（乙A第54号証）について | 287 |
| (1) 原判決の判示内容等 | 287 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 287 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 288 |
| ア 韓国との信頼関係を損ない、我が国の今後の交渉上不利益を被るおそれ があると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 288 |
| イ 原判決の判断の誤り | 289 |
| (4) 小括 | 290 |
| 3 通し番号3-16（乙A第40号証）について | 291 |
| (1) 原判決の判示内容 | 291 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報内容 | 294 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 295 |
| ア 韓国その他の諸外国との信頼関係を損ない、我が国の今後の交渉上の立 場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由が あること | 295 |
| イ 原判決の判断の誤り | 300 |
| (4) 小括 | 305 |
| 4 通し番号3-18（乙B第56号証）について | 305 |
| (1) 原判決の判示内容等 | 305 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報内容 | 306 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 306 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあ ると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 306 |

| | |
|---|-----|
| イ 原判決の判断の誤り | 307 |
| (4) 小括 | 308 |
| 5 通し番号3-21（乙A42号証）について | 308 |
| (1) 原判決の判示内容等 | 308 |
| (2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 309 |
| ア 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 309 |
| イ 原判決の判断の誤り | 309 |
| (3) 小括 | 311 |
| 6 通し番号3-24（乙A第61号証）について | 311 |
| (1) 原判決の判示内容 | 311 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 311 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 312 |
| ア 我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 312 |
| イ 原判決の判断の誤り | 313 |
| (4) 小括 | 314 |
| 7 通し番号3-27（乙A第64号証）について | 315 |
| (1) 原判決の判示内容 | 315 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報内容 | 316 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 317 |
| ア 他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 317 |
| イ 原判決の判断の誤り | 326 |
| (4) 小括 | 329 |
| 8 通し番号3-30（乙B第67号証）について | 329 |

| | |
|---|-----|
| (1) 原判決の判示内容 | 329 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 330 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 330 |
| ア 他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 330 |
| イ 原判決の判断の誤り | 332 |
| (4) 小括 | 335 |
| 9 通し番号 3-32 (乙A第69号証)について | 335 |
| (1) 原判決の判示内容 | 335 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 336 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 336 |
| ア 韓国を含む他国との信頼関係を損ない、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 336 |
| イ 原判決の判断の誤り | 336 |
| (4) 小括 | 337 |
| 10 通し番号 3-34 (乙A第71号証)について | 337 |
| (1) 原判決の判示内容 | 338 |
| (2) 不服申立ての対象部分の情報内容 | 338 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 339 |
| ア 韓国との信頼関係が損なわれ、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 339 |
| イ 原判決の判断の誤り | 340 |
| (4) 小括 | 341 |
| 11 通し番号 3-43 (乙B第79号証)について | 342 |
| (1) 原判決の判示内容 | 342 |

| | |
|---|-----|
| (2) 不開示部分の情報内容 | 343 |
| (3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 343 |
| ア 他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 343 |
| イ 原判決の判断の誤り | 345 |
| (4) 小括 | 346 |
| 12 通し番号 3-47 (乙A第83号証)について | 347 |
| (1) 原判決の判示内容等 | 347 |
| (2) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性 | 348 |
| ア 韓国との信頼関係が失われ、韓国を始め他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 348 |
| イ 原判決の判断の誤り | 348 |
| (3) 小括 | 350 |
| 第4 不開示理由 4 (情報公開法 5 条 4 号及び 6 号関係)について | 350 |
| 通し番号 4-7 (乙A第40号証)について | 350 |
| (1) 原判決の判示内容 | 350 |
| (2) 不開示部分の情報内容 | 351 |
| (3) 情報公開法 5 条 4 号の不開示情報該当性 | 352 |
| ア 現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること | 352 |
| イ 原判決の判断の誤り | 352 |
| (4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性 | 355 |
| ア 国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があること | 355 |
| イ 原判決の判断の誤り | 356 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| (5) 小括 | 357 |
| 第5 不開示理由8（情報公開法5条1号及び3号関係）について | 357 |
| 通し番号8-1（乙A第36号証）及び8-2（同第37号証）について | |
| | 357 |
| (1) 原判決の判示内容等 | 357 |
| (2) 情報公開法5条1号の不開示情報該当性 | 359 |
| ア 「慣行として公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ） | |
| に該当しないこと | 359 |
| イ 原判決の判断の誤り | 361 |
| (3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性 | 365 |
| ア 韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると外務大臣が認めること | |
| につき相当の理由があること | 365 |
| イ 原判決の判断の誤り | 366 |
| (4) 小括 | 368 |
| 第4章 結語 | 368 |

控訴人(被告)は、本控訴理由書において控訴の理由を明らかにする。

略称等は、新たに用いるもののほか、原判決の例による。

第1章 不服申立ての範囲の変更（減縮・訂正）

1 控訴人は、平成24年12月10日付け「不服申立ての範囲」と題する書面において、不服申立ての範囲を明らかにしたが、その後の検討により、そのうちの一部について不服を申し立てないことにしたので、同書面の別紙処分目録の「⑦控訴人が不服を申し立てる部分」欄記載のうち、通し番号2-33の文書に係る部分を削除し、かつ、下表の「変更前⑦」欄記載の部分について下表の「変更後⑦」欄のとおり変更する。

| 変更対象の文書に係る① 通し番号 | 変更前⑦ | 変更後⑦ |
|---------------------|---------------|---|
| 1-74 | ⑤欄記載の不開示部分の全部 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、以下の部分 ア 12頁～21頁の「受理年月日」、「受理区分」及び「備考」の欄の各記載内容（ただし、上記鉤括弧内の文言が含まれる列を除く。） イ 21頁左から1ないし4行目 ウ 22頁3行目ないし25頁 |
| 1-84 | ⑤欄記載の不開示部分の | ⑤欄記載の不開示部分の |

| | | |
|------|---------------|--|
| | 全部 | <p>うち、以下の部分（ただし、ア及びウは、それぞれ当該鉤括弧内の文言が含まれる列を除く。）</p> <p>ア 2頁～11頁の「発見場所」、「受理年月日」、「受理区分」、「納入者」及び最下段の「備考」欄、並びに12～19頁の「受理年月日」、「受理区分」、「納入者」、最下段の「備考」欄の各記載内容</p> <p>イ 19頁左から1ないし4行目</p> <p>ウ 20頁～30頁の「受理年月日」、「受理区分」及び「備考」の欄の各記載内容</p> <p>エ 30頁左から1ないし4行目</p> |
| 1-85 | ⑤欄記載の不開示部分の全部 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、「韓国関係重要文化財一覧」、「指定年月日」、「品目」、「員数」、「所有者」、「備考」の各文言が記載された列を除く部 |

| | | 分 |
|-----------|--|--|
| 1 - 1 0 1 | <p>⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分</p> <p>ア ①</p> <p>イ ②</p> <p>ウ ③</p> <p>エ ⑤</p> <p>オ ⑥</p> <p>カ ⑩のうち169頁～175頁を除く部分</p> | <p>⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分</p> <p>ア ①</p> <p>イ ③のうち、17, 24, 25頁を除く部分</p> <p>ウ ⑥</p> <p>エ ⑩のうち169頁～175頁を除く部分</p> |
| 1 - 1 1 1 | <p>⑤欄記載の不開示部分の①のうち87頁～95頁（-69-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）、97頁～105頁（-70-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）</p> | <p>⑤欄記載の不開示部分の①のうち87頁～95頁（-69-に「次頁以下9頁不開示」と記載されている部分）</p> |
| 3 - 1 8 | <p>⑤欄記載の不開示部分のうち、36頁2行目～5行目の約4行分及び6行目～8行目の約3行分</p> | <p>⑤欄記載の不開示部分のうち、36頁2行目の3文字目～5行目の3文字目</p> |

2 また、控訴人は、平成24年12月10日付け「不服申立ての範囲」と題する書面の別紙処分目録の「⑦控訴人が不服を申し立てる部分」欄記載のうち、下表の「訂正前⑦」欄記載に係る部分についてより正確に不服申立ての範囲を

特定すべく、下表の「訂正後⑦」欄のとおり訂正する。

| 変更対象の文書に係る① 通し番号 | 訂正前⑦ | 訂正後⑦ |
|---------------------|---|---|
| 1 - 6 1 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、書籍に対する評価に関する記述部分（2頁～20頁の数字の左の列） | ⑤欄記載の不開示部分のうち、書籍に対する評価に関する記述部分（2頁～20頁の通し番号の左の列） |
| 2 - 2 7 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア 22頁（-22-） 下から2行目～23頁（-23-）上から3行目の約5行分 イ 25頁下から4行目～27頁 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア 22頁（-22-） 下から2行目～23頁（-23-）上から3行目の5行分 イ 25頁下から4行目～27頁 |
| 3 - 1 2 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア ①のうち7頁（-7-）9行目～11行目の左から7文字目 イ ③のうち28頁（-28-）の下から約3行分、29頁（-29-）の上から8～15行目の | ⑤欄記載の不開示部分のうち、次の部分 ア ①のうち7頁（-7-）9行目の左から3文字目～11行目の左から7文字目 イ ③のうち28頁（-28-）の下から3行分、29頁（-29-）の上 |

| | 約8行分 | から8行目の左から6文字目～15行目の右から5文字目 |
|------|---|--|
| 3-27 | <p>⑤欄記載の不開示部分の枠内のうち、次の部分</p> <p>ア ①のうち、106頁 1行目～13行目、10 7頁7行目上から11文字分、107頁9行目以下、108頁、109頁 1行目～5行目、110 頁7行目～13行目、1 11頁7行目及び8行目</p> <p>イ ②のうち、116頁 7行目以下、117頁</p> <p>ウ ③のうち、149頁 左から7行分、150頁 及び151頁</p> <p>エ ④のうち、153頁 左から4行分</p> <p>オ ⑤のうち、161頁 2行目以下から164頁、 165頁8行目「米あて電報第△1003号に關し、」より後ろの部分（欄外の記載を除く）、16</p> | <p>⑤欄記載の不開示部分の枠内のうち、次の部分</p> <p>ア ①のうち、106頁 1行目～13行目、10 7頁7行目上から11文字分、107頁9行目以下、108頁、109頁 1行目～5行目、110 頁7行目～13行目、1 11頁7行目及び8行目</p> <p>イ ②のうち、116頁 7行目以下、117頁</p> <p>ウ ③のうち、149頁 左から7行分、150頁 及び151頁</p> <p>エ ④のうち、153頁 左から4行分</p> <p>オ ⑤のうち、161頁 2行目の7文字目以下から164頁、165頁8 行目「米あて電報第△1 003号に關し、」より後ろの部分（欄外の記載</p> |

| | | |
|------|---|---|
| | <p>6頁, 167頁9行目及び10行目, 168頁 カ ⑥のうち, 210頁 左から3行分, 211頁～214頁, 215頁左 から5行分, 216頁～218頁 キ ⑦</p> | <p>を除く), 166頁, 1 67頁9行目及び10行 目, 168頁 カ ⑥のうち, 210頁 左から3行分, 211頁～214頁, 215頁左 から5行分, 216頁～218頁 キ ⑦</p> |
| 3-34 | <p>⑤欄記載の不開示部分の うち, 次の部分 ア 59頁（-59-） 上から2行目の3文字目 ～8行目の約7行分（た だし, 5行目から6行目 の「韓国としては I C J には応じない可能性多 く,」との文言部分を除 く） イ 71頁（-71-） 上から2行目の3文字目 ～8行目の約7行分（た だし, 5行目から6行目 の「韓国としては I C J には応じない可能性多 く,」との文言部分を除 く）</p> | <p>⑤欄記載の不開示部分の うち, 次の部分 ア 59頁（-59-） 上から2行目の3文字目 ～8行目（ただし, 5行 目から6行目の「韓国と しては I C J には応じな い可能性多く,」との文 言部分を除く） イ 71頁（-71-） 上から2行目の3文字目 ～8行目（ただし, 5行 目から6行目の「韓国と しては I C J には応じな い可能性多く,」との文 言部分を除く）</p> |

| | | |
|------|--|--|
| | (く) | |
| 3-47 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、334頁（-334-）「5竹島問題」の項の下から5行目～1行目の約4行分 | ⑤欄記載の不開示部分のうち、334頁（-334-）の下から1行目～5行目の4行分 |

3 さらに、原判決は、①通し番号2-38の文書中の不開示理由2（後記第2の3）を理由とする不開示部分を「8頁上から3行目～7行目の約5行分」と、②通し番号3-21の文書中の不開示理由3（後記第2の4）を理由とする不開示部分の範囲を「111頁の下から6行目～5行目の約3行分」と記載し（原判決別紙3処分目録181ページ、186ページの各「⑤不開示部分」欄）、控訴人も平成24年12月10日付け「不服申立ての範囲」と題する書面において同様に記載したが、実際に本件各処分によって不開示とされた①の部分は「8頁上から3行目～8行目の6行分」（乙A第116号証8ページのマスキングが施された部分）、②の部分は「111頁の下から6行目の2文字目～5行目の12文字目までの2行分」（乙A第42号証111ページのマスキングが施された部分）であった。

原判決の上記記載は、被控訴人（原告）らが、平成24年3月6日の原審第15回口頭弁論期日において、同口頭弁論調書添付の処分目録（①につき18ページ、②につき28ページ）記載のとおり、上記①の部分を「8頁上から3行目～7行目の約5行分」、上記②の部分を「111頁の下から6行目～5行目の約3行分」にそれぞれ訂正する旨陳述したことに沿ったものと思われる。

しかし、被控訴人らは、訴状（23ページ）において、文書番号1144の文書（原判決別紙3処分目録の通し番号2-38の②欄に記載のもの）については情報公開法5条3号、文書番号1399の文書（同目録の通し番号2-4

9, 同3-12, 同4-9の②欄に記載のもの)については同法3号, 4号及び6号をそれぞれ理由とする各不開示部分全部を対象としており, 上記訂正後も通し番号2-38の文書中の不開示部分(乙A第116号証8ページのマスキングが施された部分)全体, 及び通し番号3-21の文書中, 不開示理由3を理由とする不開示部分(乙A第42号証111ページのマスキングが施された部分)全体を取消請求等の対象とする趣旨と解されるのであり, 原判決は, これと同様の理解によりつつも, 被控訴人らの上記陳述によって対象部分の特定を誤ったものと考えられる。

以上のとおり, 原判決は, 本件各処分のうち, 通し番号2-38及び3-21の各文書中の上記各不開示部分全体を取消し等の対象とすべきところ, 判決書に当該各不開示部分の特定を誤った記載をしたものと解されるから, 後記4の別紙処分目録⑤欄においては, 当該各記載について, より正確に, 「8頁上から3行目~8行目の6行分」, 「111頁の下から6行目の2文字目~5行目の12文字目」とそれぞれ訂正した。

4 以上の変更(一部減縮)及び訂正後の控訴人が当審において不服申立ての対象とするもの(上記処分目録に係る変更・訂正を反映したもの)は, 本書の別紙処分目録(以下, 単に「別紙処分目録」という。)のとおりである。

なお, 同目録中, 行又は列は, 文字が記載された行又は列のみを対象として数えてあり, この旨, 同目録に注記した。

第2章 控訴人の総論的主張

第1 事案の概要

本件は, 被控訴人(原告)らが, 平成18年4月25日, 情報公開法に基づき, 外務大臣に対して, 昭和26年から昭和40年までの間に日本政府と大韓民国政府との間で外交関係の正常化を目的として実施された外交交渉等(いわゆる日韓会談)に関して作成された文書の開示請求をしたところ, 外務大臣が,

当該各文書の一部である本件 369 文書につき、情報公開法 5 条 1 号、3 号、4 号又は 6 号に規定する不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部につき不開示とする決定をし、その後、一部追加開示決定したことから、その一部追加開示決定により変更された内容の当初の不開示決定(本件各処分)の取消し及び不開示部分の開示の義務付けを求める事案である。

原判決は、本件各処分に係る合計 382 か所の不開示部分のうち、212 か所につきその全部を、56 か所につきその一部をそれぞれ取り消した上、当該取消しに係る不開示部分の開示を義務付け、その余の不開示部分に係る義務付けの訴えを却下するとともに、本件各処分のうち同部分に係る取消請求を棄却した。

第2 控訴人の不服申立部分に関する原判決の要旨

本件各処分における合計 382 か所の不開示部分のうち、268 か所の部分の全部又は一部に係る本件各処分を取り消した原判決に対し、控訴人が不服申立ての対象とするものは、別紙処分目録記載の合計 57 か所の部分のうち、後記の不開示理由 1 ないし 4 及び 8 に係るものである(各不開示部分は、不開示理由ごとに分けて、別紙処分目録の「①通し番号」欄に通し番号 1 ないし 4 及び 8 を用いて、例えば、1-13, 2-49 のように表記して特定する。)。これらの不服部分に係る原判決の要旨は、以下のとおりである。

- 1 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の解釈(不開示情報該当性についての審理・判断の在り方)については、①不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの又は公共安全秩序維持に関するものに当たり、かつ、②当該情報に同各号所定の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該行政機関の長の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められ

る場合には、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとして、当該不開示処分を違法であると判断すべきである（原判決79ページ）。

そして、情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性の主張立証責任の所在等については、まず、①控訴人（被告）において、一般的又は類型的にみて、情報が国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情を主張立証すべきであり、②この控訴人（被告）の主張立証により、不開示の理由とされた同条3号又は4号所定の「おそれ」があることが一般的又は類型的にみて肯定される場合には、被控訴人（原告）らが、当該不開示情報に該当すると認めるにつき、当該行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎づける具体的事実について主張立証することを要すると解すべきである（原判決80ページ）。

また、不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、控訴人（被告）は、一般的又は類型的にみて当該行政文書に記録されている情報が国の安全等に関するもの（情報公開法5条3号）又は公共安全秩序に関するもの（同条4号）に当たることを推認するに足りる事情として、当該情報が、当該行政文書の作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号所定の「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる情報をも主張立証する必要がある（原判決83ページ）。

2 控訴人（被告）が、韓国との交渉の際の日本政府内の検討の様子等が子細に記載されているなどとして、今後想定される北朝鮮との交渉上不利益になるおそれがある旨主張するもの（不開示理由1・情報公開法5条3号該当）については、対象文書に記録されている情報が、①本件各文書の開示部分に記録されて

いる情報と同一内容のもの又は同一と評価し得るもの、②韓国側が開示していると推認される日韓会談において両国間で授受された文書に記録されているもの、③当時の官公庁が一般国民への公開を予定して調査するなどして得た情報であって現在一般に入手可能なもの等に記録されているもの、④専ら当時の財政事情、経済情勢又は貨幣価値に基づく検討内容又は計算金額等に係るもの、⑤日本に所在する朝鮮半島由来の文化財に関する客観的事実等に係るものである場合には、一般的又は類型的にみて、情報公開法5条3号所定の「おそれ」があるとは認められない（原判決89ないし102ページ。なお、控訴人の不服申立ての対象は、別紙処分目録の通し番号1に掲記したものである。）。

3 控訴人（被告）が、韓国との交渉の際の日本政府部内の審議、検討、協議の様子等が子細に記載されているなどと主張するもの（不開示理由2・情報公開法5条3号及び6号該当）は、いずれも当該審議等から本件各処分に至るまでの間に当該文書の作成から30年以上の期間の経過を経たものについては、30年以上の期間が経過したことや事情の変更等を総合考慮すれば、対象文書に記録されている情報が、日韓会談及びその準備段階の政府部内における議論の内容やこれに対する評価、政府部内での検討の様子等の内部機密情報であることのみをもって直ちに一般的又は類型的にみて当該情報が国の安全等の確保に関するものと推認することはできない。なお、これらの情報が本件各処分においてなお一般的に韓国国民が日本から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであったりするなどの事情がある場合には、一般的類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するものに当たることを推認する余地がある（原判決108ないし115ページ、別紙5・1816ないし2173ページ。なお、控訴人の不服申立ての対象は、別紙処分目録の通し番号2に掲記したものである。）。

4 控訴人（被告）が、竹島問題等に関する韓国との交渉の際の日本政府部内の検討の様子等が子細に記載されているなどとして、韓国等の他国との信頼関係

を損ない、又は竹島問題等に関する韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると主張するもの(不開示理由3・情報公開法5条3号該当)のうち、①竹島問題に関する日本側の提案・見解・対処方針等であって、日本側が韓国側に文書で提示したもの又は日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたもの(ただし、後者について原則として非公開約束のあるものを除く。)、②竹島問題に関する韓国側から示された提案・見解等(ただし、原則として非公開約束があるものを除く。)、③竹島問題に関する第三国の見解等に関するものと認められる場合には、一般的又は類型的にみて同号の情報に該当するとは認められない。その余のものについては、同号の不開示情報該当性を個別的・具体的に検討すべきである(原判決115ないし127ページ、別紙5・2176ないし2463ページ。なお、控訴人の不服申立ての対象は、別紙処分目録の通し番号3に掲記したものである。)。

5 控訴人(被告)が、要人警備又は海上警備等に関する情報が子細に記載されているなどとして、情報公開法5条4号及び6号の不開示情報に該当すると主張するもの(不開示理由4)のうち、既に本件各文書の開示部分に記録されている情報と同一内容のもの又は同一と評価し得るものは、同各号該当性が認められないが、それに該当しない限り、同各号の不開示情報該当性が認められる(原判決91、129ないし135ページ、別紙5・2446ないし2537ページ。なお、控訴人の不服申立ての対象は、別紙処分目録の通し番号4に掲記したものである。)。

6 控訴人(被告)が、昭和天皇と韓国政府高官とのやり取りが記載されており、公にする慣行のない個人情報であり、情報公開法5条1号及び3号の不開示情報に該当すると主張するもの(不開示理由8)は、その内容・性質等に鑑みると、実質的には公務員の職務の執行に係る情報に準ずるものとみることができ、現時点においては、これを開示することにより故人である昭和天皇の個人としての正当な権利利益に及ぼす支障の程度は受忍すべき範囲にとどまるものと認め

られるから、同条1号イの「慣行により公にすることが予定されている情報」に当たるというべきであり、同号の不開示情報に該当するとは認められない。また、当該情報が記録されている対象文書は、条約その他の国際約束に関する文書であって外国との交渉に関する文書に準ずるものに該当し、上記のやり取り（会話内容）等を公開しない旨の約束がされたことを認めるに足りず、当該情報が記録されている対象文書作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、現時点において当該情報を公にしても韓国等との信頼関係を損なうものとはいえず、当該情報は同条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・2555ないし2566ページ。なお、控訴人の不服申立ての対象は、別紙処分目録の通し番号8に掲記したものである。）。

第3 控訴理由の要旨

- 1 情報公開法5条3号及び4号は、同各号該当性に関して行政機関の長がする判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定である。すなわち、同各号は、国の安全等の確保に関する情報（3号）又は公共安全秩序維持に関する情報（4号）に該当するか否かを認定するために行政機関の長がした前提事実の認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ及び不開示情報に該当するとの認定（評価）という判断過程における各段階の全てについて、行政機関の長に裁量権を付与した規定である。したがって、裁判所は、かかる高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う裁量権の行使の適否の判断を行うにおいては、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内のものであるか否かという観点から審理・判断すべきことになり、その主張立証の在り方については、控訴人が当該情報の具体的な内容を明らかにしない限度で概括的に行行政機関の長が裁量権を行使して判断した内容を明らかにすることを前提として、被控訴人らにおいて、上記の行政機関の長

の裁量権行使としての判断が、全く事実の基礎を欠いていることとか、事実に対する評価が明白に合理性を欠いていることなどにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであることが明らかなものであること、すなわち、裁量権の逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的事實を主張立証しなければならないものと解すべきである（後記第4の1）。

2 ところが、原判決は、情報公開法5条3号及び4号該当性の問題を、①情報が国の安全等の確保に関する情報又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるか否かという問題と、②当該情報に同各号所定の「おそれ」がある否かという問題の二つに分解した上で、後者についてのみ行政機関の長に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるか否かを判断すべきである旨判示し（原判決79、80ページ）、同各号が上記①の点を含む不開示情報該当性の判断過程の全ての段階において行政機関の長の裁量権を認めている点を見誤り、行政機関の長がする上記①の点の判断について裁量権を認めず、裁判所が実質的に覆審的司法審査を行うという誤りに陥っている。

また、原判決は、具体的な主張立証責任の在り方についても、控訴人（被告・処分行政庁）側において、情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）であることを主張立証しなければならず、この控訴人の立証により一般的又は類型的にみて同各号所定の「おそれ」があることが肯定される場合に初めて、被控訴人（原告）らにおいて、当該情報を不開示情報に該当すると認めるにつき行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎づける具体的事實について主張立証することを要する旨判示している（原判決80ページ）。要するに、当該情報について、控訴人（被告・処分行政庁）において、裁判所が同各号所定の「おそれ」があると推認するに足りる事情を主張立証しなければならず、この主張立証により上記の「おそれ」を推認するに至らない場合には、同各号の不開示情報該当性が否定されるものとしている。

しかしながら、原判決の上記判示は、行政文書に記録された情報が情報公開法5条3号又は4号にいう国の安全等の確保に関する情報又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるものと認められるかどうかの判断も、行政機関の長の裁量に委ねられる事項であるにもかかわらず、実質的に、上記の各情報該当性の判断に関して行政機関の長に裁量権を認めず、また、行政機関の長が上記の各情報に該当することについて主張立証することができ、かつ、それによって同各号所定の「おそれ」があることが肯定される場合に初めて、その「おそれ」の有無に関する裁量判断の適否が問題となるとするものであって、結局のところ、同各号の不開示情報該当性の判断全体について覆審的司法審査を行うに等しい判断手法を探るものであり、明らかに相当でない。しかも、原判決は、控訴人（被告・処分行政庁）側の上記の「おそれ」の主張立証の「程度」について、「一般的又は類型的にみて」という限定を付してはいるものの、個別の不開示部分の多くについてその「おそれ」を認めるに足りる的確な証拠がないなどとして、同各号の不開示情報とされる要件の充足性を否定しており、記録されている情報自体を明らかにして不開示情報該当性の主張立証をすることが許されない控訴人（被告）に対し、殊更に厳格な立証を要求しているというほかはない（以上、後記第4の2(1)）。

3 さらに、原判決は、情報公開法5条3号及び4号所定の「おそれ」の有無の判断は、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すべきであること、公文書管理法及び同法施行令が、外国との交渉に関する文書等の保存期間を原則として30年と定めていることなどからすれば、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成時から少なくとも30年以上経過している場合には、控訴人（被告・処分行政庁）側で、このような時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同各号所定の「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある旨判示している

(原判決80ないし83ページ)。しかし、公開請求されている情報が国の安全等の確保に関する情報(3号)又は公共安全秩序維持に関する情報(4号)に該当するか否かの判断についても、行政機関の長に裁量権が付与されているのであり、裁判所は、その該当性について、覆審的に審査するのではなく、行政機関の長による認定・判断が、全く事実の基礎を欠くものであるか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くものであるかなどにより社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものであることが明らかであるといえるかどうか、すなわち、裁量権の逸脱・濫用があったと評価できるか否かを判断するにとどめるべきであるにもかかわらず、この点に関する解釈を誤るものであり、明らかに失当である。

また、情報公開法は、行政文書の作成後30年以上の期間が経過したことといった時間的要素によって不開示事由の範囲を画するという規定をあえて置かず、公文書管理法及び同法施行令も、行政文書の作成後30年以上の期間が経過した場合に、それが当該行政文書の開示、不開示の判断をするについて影響する事情であることを念頭に置いた又は前提とした規定は設けていないのであって、外交関係の行政文書の作成時から不開示決定時までに30年以上の期間が経過している場合に、そのことをもって、当然又は一律に、前述した情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性判断の適否の審理構造や主張立証責任の所在自体が変容されると解すべき根拠規定はなく、控訴人(被告)が同各号所定の「おそれ」の存在自体を裁判所が推認し得る程度にまで主張立証を尽くさなければならないとする理由はおよそ見いだし難い。

殊に、本件で問題となっているような外交交渉等に関する行政文書の性質、例えば、当該行政文書に外交交渉等の過程で当事国それぞれがいかなる対応方針や交渉姿勢を執り、いかなる交渉条件等を検討したか等に関する情報が記録されている場合には、たとえ当該文書の作成時から30年以上の期間が経過していても、政府の対応方針には時期を問わず基本的な共通性がある場合もある

から、当該外交問題が交渉の相手国との間で未解決である場合はもとより、当該外交問題自体は解決済みであっても、類似の外交問題が生じている又は生じ得る可能性がある場合には、交渉の相手国にとって過去に我が国が執った対応方針や交渉姿勢、その検討状況等が我が国の今後の対応等を推測する重要な手掛かりとなり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。このようなことを考慮すれば、単に当該行政文書が作成時から30年以上の期間が経過しているというだけで、それが開示される場合に問題となる我が国と他国との間の信頼関係が損なわれるおそれや、他国との交渉上不利益を被るおそれが直ちに否定されるものでないことは明らかであるから、当該行政文書について行政機関の長がその開示により情報公開法5条3号又は4号所定のおそれがあると判断したことが社会通念以上著しく妥当性を欠くことが明らかであると評価されるものではないというべきである。

4 原判決は、以上のように、情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する解釈を明らかに誤っており、これを前提にした本文中の不開示理由1ないし3に係る判断にも、要旨以下のとおり、多々誤りがある（詳細は後記第4の3ないし5で例を挙げて述べる。）。

(1) 原判決は、不開示理由1（情報公開法5条3号該当）を理由とする不開示部分に係る情報のうち、外務大臣がこれと同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものと既に開示している場合には、外務大臣がこれを公にして北朝鮮当局が知り得ることとなつたとしても、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがないと判断したものといわざるを得ず、当該情報は、特段の事情がない限り、国の安全の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を欠くと判示しているが（原判決90、91ページ）、原判決が、別紙5において、既に外務大臣が開示決定をした情報と同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価し得るとした認定には、明らかな事実誤認をしているものがある。

また、原判決は、上記不開示理由1（情報公開法5条3号該当）を理由とする不開示部分に係る情報のうち、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍、文化財等に関する客観的事実に関する情報について、日本は、日韓会談において、韓国による韓国文化財の返還請求に対し、文化交流の一環としてある程度の国有文化財を寄贈するという立場を一貫して示しており、日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議されることになっても、同様の立場を示すことが容易に想定されるから、北朝鮮当局が日韓会談当時における日本側の調査結果としての上記客観的事実等を知り得たとしても、これによって日本の対処方針等をより詳細に把握し得るとは言い難いことなどを理由に、これが開示されても、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない旨判示する（原判決97ないし102ページ）。

しかしながら、北朝鮮においては、近時においても、在日文化財の多くは日本が北朝鮮から盗掘、奪取したものであって、これらが北朝鮮に返還されるべきものであることが強く主張されている状況にあり、日本政府がかねて作成した書籍、文化財等の書名ないし名称、数量を記録した文化財等の目録等に関して、北朝鮮当局及びその人々が強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有していることに鑑みると、我が国が、今後の日朝国交正常化交渉において北朝鮮側と不利益のない立場で交渉を行うためには、北朝鮮側に対して開示する書籍、文化財等の目録の範囲や、その開示の時期等について、北朝鮮側の対応を見極めつつ慎重に決定することが不可欠である。そうであるにもかかわらず、そのような検討をすることなしに、あらかじめ手持ちの目録等の全てを開示することになれば、我が国は、北朝鮮側から、当該目録に記載された文化財等の全てが北朝鮮に対して当然に返還すべきものであるとの前提に立った一方的かつ恣意的な要求を突きつけられ、交渉上不利益を被ることは明らかというべきである。韓国についても、日韓会談當時に我が国が寄贈の対象としなかった文化財について再度返還を求めてくる

ことを否定することができず、現に韓国側ではそのような動きがある旨の報道がなされていることからすると、あらかじめ手持ちの目録等の全てを開示することになれば、我が国は、韓国からその全てを当然に返還すべきであるとの一方的かつ恣意的な要求を強く突きつけられ、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあることも、相応の根拠をもって認められるといえる。

(2) 原判決は、不開示理由2（情報公開法5条3号及び6号該当）を理由とする不開示部分に係る情報について、当該情報は昭和25年から昭和40年頃までの間に日本政府部内でされた審議、検討又は協議に関するものにすぎず、本件各処分に至るまでの間に既に30年以上の期間が経過しており、本件各処分の当時、当該審議等において発言をした者のほとんどが公務員の地位等を喪失し、当該審議等の対象とされた韓国の政治体制も大きく変化し、日韓会談当時の韓国側担当官もその地位を喪失していることから、当該情報が公となったとしても、本件各処分の当時、韓国の国民一般に反日感情を呼び起こしたりするなどして、韓国との信頼関係が損なわれ、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえないとして、同条3号及び6号該当性を否定している（原判決109ないし115ページ）。

しかしながら、韓国には、我が国による植民地支配問題等に関連して、日本が韓国国民に対して多大な損害と苦痛を与えたとの歴史的認識が現在でも根強く残存していることなどに照らすと、たとえ30年以上前の日韓会談に関わる事項に関する当時の政府関係者の発言等であっても、それが韓国政府ないし韓国国民を蔑視し、差別する意味合いのものと受け取られる可能性がある内容のものである場合には、これが新たに公となった場合には、韓国における反日感情を刺激し、ひいては上記発言等に現れた侮蔑的、差別的意識が現在の日本国民ないし日本政府の意識にも反映しているかのように受け取られ、我が国と韓国との信頼関係が大きく損なわれる結果となることは想像に難くない。

(3) 原判決は、本件各文書のうち、不開示理由3（情報公開法5条3号該当）を理由とする不開示部分に係る、①竹島問題に関する日本政府又は日本政府関係者の提案・見解・対処方針等に関する情報のうち、日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたものや、②竹島問題に関して韓国政府又は韓国政府関係者から示された提案・見解等に関する情報は、韓国側によって直接認識されている以上、これが公になったとしても、新たに韓国政府が日本政府の現在の方針を把握し、又は推測する材料となり得るものとはいえず、その発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえない旨判示し、また、上記①の情報のうち、日本政府関係者（外務省職員等）の個人的見解に係るものについては、当該日本政府関係者が日韓会談に影響を与える地位なく、当該提案等の内容が韓国側にとって有利とはいえない場合には、韓国側が当該提案等を日本側との交渉を有利に進めるために利用するとは考えられず、日本が交渉上不利益を被るとは考えられない旨判示している（原判決118ないし122ページ）。

しかしながら、上記①及び②の情報のうち、日本政府関係者が韓国側から示された提案・見解には、対外的に公表しない前提で日本側及び韓国側がそれぞれ示した率直な提案・見解や内容であり、現時点でも公表されていないもの等が含まれているのであって、これらの情報を日本側が安易に開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれるばかりか、今後外交交渉を行う可能性のある諸外国からも我が国は機密保持が期待できない国とみなされるなど、交渉上の不利益を被ることが想定される。また、上記①の情報のうち、竹島問題に関する日本側の具体的見解等には、米国との竹島問題の協議に際して日本側が米国側に示したもの等も含まれているのであり、このような情報が公となって韓国がこれを知った場合には、韓国に誤解や不信感を与える結果となり、韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは、日本側が米国に示し

た率直な見解を韓国側が今後の竹島問題の解決に当たり我が国に不利な材料として用いるなどして、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれもある。

さらに、原判決は、③竹島問題に関する韓国以外の他国政府関係者(第三国)の見解等に関する情報について、第三国が日本側に当該見解を示してから本件各処分時までに既に30年以上が経過して、前提となった国際情勢が著しく変化し、第三国の見解自体も変化している可能性があることなどに照らすと、第三国と日本との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、第三国との信頼関係を損なうとはいえない、韓国政府との交渉上不利益を被るともいえないと判示している(原判決122、123ページ)。

しかしながら、我が国が竹島問題に関して米国と協議した際に米国側が示した具体的見解等については、米国が国際的に大きな影響力を持つ国であることに鑑みれば、国際的に大きな意味を持つものであることは明らかであり、これを我が国が漫然と開示すれば、米国の国際的立場に影響が及び、米国との信頼関係が大きく損なわれることは明らかである。

これらの竹島問題に関する情報については、それが記録された文書の作成時から30年以上の期間が経過しているとしても、平成24年8月21日に我が国が国際司法裁判所への合意付託等を提案し、韓国側がこれを拒否した事実等に照らしても明らかのように、竹島問題がいまだ解決を見ておらず、日韓両政府や両国民が多大な关心を寄せている喫緊の問題であり、国際社会における重大な関心事であることに鑑みれば、これが現時点で公となれば、韓国との信頼関係が損なわれ、我が国が交渉上不利益を被ることは想像に難くない。

5 原判決は、上記1ないし3のとおり、情報公開法5条3号及び4号の不開示情報該当性の審理・判断の在り方に關し、誤った解釈をし、かつ、それを前提に、上記4のとおり、不開示部分に係る情報が同各号の不開示情報に該当する

か否かについて誤った一般論を示した上、これら誤った論拠に依拠して、各不開示部分に係る情報ごとに同条の不開示情報該当性について個別に検討し（原判決の別紙5）、多数の不開示部分について不開示情報該当性を否定した。

しかしながら、原判決が不開示情報該当性を否定した上記不開示部分に係る情報のうち、控訴人が不服申立ての対象としている情報公開法5条3号（不開示理由1、2、3及び8）又は4号（不開示理由4）に係るものについては、そもそも、控訴人において当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）であることを主張立証していないことを理由に不開示情報該当性を否定するという誤った判断手法を採った結果、あるいは、この点をおくとしても、個別具体的な事実認定又は評価等を誤った結果、本来、外務大臣の判断に裁量権の逸脱又は濫用が到底認められるものではなく、同各号に該当するものを誤って否定したものである。

また、原判決が不開示情報該当性を否定した上記不開示部分に係る情報のうち、控訴人が不服申立ての対象としている情報公開法5条1号又は6号に係るもの（不開示理由2及び8）についても、個別具体的な事実認定又は評価等を誤った結果、同各号に該当するものを誤って否定したものである。

以上の個別具体的な事実認定又は評価等の誤りについては、後記第3章で詳述する。

第4 控訴理由

1 情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する解釈

(1) 情報公開法5条3号及び4号は行政機関の長がした同各号該当性に関する判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であること

情報公開法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しく

は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として定めている。

ところで、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内ものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適當と考えられることから、このような規定としたところである。3号該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。」とされている（以上につき、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」62ページ、高橋滋ほか・条解行政情報関連三法315、316ページ）。

このような裁判所の審理・判断の在り方については、情報公開法5条4号所定の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」についても、同様に解されている。すなわち、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報について

は、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。」とされている（前掲詳解情報公開法69ページ）。

以上を要するに、情報公開法5条3号及び4号は、同各号該当性に関して行政機関の長がした判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であることから、当該行政機関の長の判断に違法があるかどうかについては、裁判所は、同各号該当性に係る行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理の対象とし、これについて判断することになるのである。3号該当性に関してより具体的に言うと、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ…がある情報」に該当するか否かを認定するためにした前提事実の認定、それらの認定事実に係る不開示情報の要件への当てはめ及びその充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定（評価）をしたことについて、それらが高度の政策的判断や将来予測として行政機関の長がした専門的・技術的判断を伴う裁量権の行使によるものであることから、裁判所は、これらについての行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきものである。

情報公開法5条3号のおそれがあると「認める相当の理由があるとき」との文言は、在留期間の更新に関する出入国管理及び難民認定法21条3項の「法務大臣は、…在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由があるときに限り、

これを許可することができる」との文言を参考に立法されたものであり、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223ページは、この「在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある」かどうかの判断が法務大臣の広い裁量に委ねられることを前提に、「その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により右判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により右判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであるかどうかについて審理し、それが認められる場合に限り、右判断が裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたものとして違法であるとすることができるものと解するのが相当である。」と判示している。したがって、情報公開法5条3号及び4号所定の「おそれ」があると「認める相当の理由がある」との文言についても、同判決の判示するところと同義に解すべきである。

ところが、原判決は、情報公開法5条3号及び4号該当性判断の適否についての審理・判断の方法について、上述したところとおおむね同様の解釈によっているかのような説示をしつつも、「① 当該不開示処分に係る行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保又は公共安全秩序維持に関する情報に当たり、かつ、② 当該情報に同条3号又は4号所定の『おそれ』があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該行政機関の長の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとして、当該不開示処分を違法であると判断すべきこととなる」と判示しており(原判決79ページ)、あたかも、上記①が②とは別個の性格を持った判断事項であり、当該行政文書に記録された情報が国の安全等の確保に関する情報又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるかどうかについては、行政機関の長の裁量的判断の対象と

はならないかのような理解によっている点において相当でない(この点は更に後述する。)。

(2) 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号該当性に関する主張立証責任の在り方

裁量処分について、行政機関の長が裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したことについての主張立証責任は、裁量処分の違法性を主張する側がこれを負うとするのが学説上も裁判実務上もすう勢を占める見解である(南博方・高橋滋編・条解行政事件訴訟法第3版補正版220, 221ページ)。その論拠は、論者によって若干説明の仕方が異なるが、一般的に、「裁量処分は、裁量の行使を誤っても不当となるにとどまるのが原則であり、違法の問題を生ずるのは、裁量の範囲の逸脱又は濫用があることが認められる例外的な場合に限られるから、この例外的な場合に当たることは原告が主張立証しなければならない」と理解されている(瀧川叡一「行政訴訟の請求原因、立証責任及び判決の効力」民事訴訟法講座第五巻1447ページ、高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度424, 425ページ)。

この点、行政事件訴訟法30条も、「行政手の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」と規定しており、この「裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り」との文言に照らせば、同条も、処分行政手の判断が裁量権の範囲を超えたこと又はその濫用があつたことを基礎づける事実について裁量処分の違法性をいう側(原告側)が主張立証責任を負うこと前提としていると解される(司法研修所編・改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究165ページ)。

これを本件について見てみると、上述したように、情報公開法5条3号及び4号は、同各号該当性について行政機関の長がした判断について広い裁量権を認めた趣旨の規定であって、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ…がある情報」等に該当するか否かを認定するために、前提事実の

認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ及びその充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定（評価）をするに際してそれぞれ行政機関の長がした高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う裁量権の行使について、裁判所は、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきことになるから、不開示情報該当性の判断に至る過程で行政機関の長が行った各段階における当該行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があつたことを基礎づける具体的事實について、被控訴人（原告）がその主張立証責任を負うものと解すべきである。なお、控訴人（被告）は、被控訴人（原告）が上記の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事實の内容、当該認定事實の情報公開法5条3号又は4号の要件への当てはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにする必要はあるが（これが不開示部分に係る情報を明らかにしない限度にとどまることは当然である。）、このことは、上記の各事項について控訴人（被告）が主張立証責任を負うことを意味するものではなく、言わば立証の必要に基づくものにすぎない。

2 情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する原判決の解釈の誤り

（1）情報公開法5条3号及び4号が付与した裁量権の範囲に関する解釈の誤り

以上に対し、原判決は、情報公開法5条3号及び4号該当性に関する審理・判断の在り方に関し、同各号該当性の問題を、①当該情報が国の安全等の確保又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるか否かという問題と、②当該情報に3号又は4号所定の「おそれ」があるか否かという問題とに分断した上で、後者についてのみ行政機関の長に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるか否かを判断すべきであると解釈しているようである（原判決78、79ページ）。しかし、このような解釈は、以下のとおり、定性的要素

のみによって不開示情報の範囲を画し、かつ、不開示情報該当性の判断について裁量権を付与した規定である同各号の解釈を誤ったものである。したがってまた、同各号該当性に関する審理・判断の在り方に関する誤った解釈を前提にした同各号該当性の主張立証責任の所在についての原判決の判示（原判決80ページ）も誤っているものといわざるを得ない。

ア 情報公開法5条における不開示情報の定め方

情報公開法の立案に際しての最重要課題の一つは不開示情報の要件をいかに定めるかであり、必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎないように、また、不開示にされるべきものが開示されないように、可能な限り明確に不開示情報の範囲を定めることが要請される。

不開示情報を規定する際の要素として、行政事務の種類等の事項的要素（「検査に関する行政文書」等）、開示することによる支障を個別具体的に判断するための定性的要素（「行政事務に著しい支障が生ずるおそれ」等）及び時間的因素（「作成後30年を経過した行政文書」等）があるが、情報公開法5条は、前二者の要素を組み合わせることを基本としている。事項的因素については、事項の単位を包括的に定めると必要以上に不開示の範囲が広がってしまうし、逆に細分化すると、列挙事項が膨大になり、網羅的に列挙することが困難になる。他方、定性的要素のみでは、不開示情報を画する基準としては抽象的すぎ、明確性に欠ける。したがって、事項的因素と定性的要素とを適切に結合させることが望ましいと判断されたのである（以上につき、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第5版〕」67ページ。なお、時間的因素については次項(2)で述べる。）。

イ 以上を具体的に見てみると、例えば、情報公開法5条6号においては、「国の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって（引用者注：事項的因素）、公にすることにより、次に掲げるおそれその他…当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（引用者注：定性的要

素)」という具合に、事項的要素と定性的要素とが組み合わせられて不開示情報の範囲が画されている。これに対し、同条3号においては、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という具合に、定性的要素のみによって不開示情報の範囲が画されている。これは、上述したように、同号が「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ…がある情報」に該当するか否かを判断するために、行政機関の長に対し、前提事実の認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ及びその充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定（評価）を行うという過程の全ての段階において、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う裁量権を認め、そのような能力を持たない裁判所は、覆審的司法審査を行わず、行政機関の長の判断が合理性を持つものとして許容されるかどうかについて司法審査を行うにとどめることとしたことに由来するものである（前掲宇賀97ページ）。同様の理由で、同条4号もまた、同条3号と同様に、定性的要素のみによって不開示情報の範囲が画されている。

したがって、情報公開法5条3号及び4号のように、行政機関の長に対し、不開示情報該当性の判断のための前提事実の認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ及びその充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定（評価）を行うという過程の全ての段階において、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う裁量権が認められている不開示情報該当性判断の適否に関する主張立証の在り方については、控訴人（被告）が、当該情報の具体的な内容を明らかにしない限度で概括的に、行政機関の長が裁量権を行使して判断した内容を明らかにすることを前提として、被控訴人（原告）らにおいて、その判断が違法であること、すな

わち、上記の全段階における当該行政機関の長の裁量権行使としての認定、判断等が、全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことなどにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであること（裁量権の逸脱・濫用があったこと）を基礎づける具体的な事実を主張立証しなければならないものと解すべきである。

ウ ところが、原判決は、以上の点を見誤り、情報公開法5条3号及び4号該当性の問題を、①当該情報が国の安全等の確保に関する情報又は公共安全秩序維持に関する情報に当たるか否かという問題と、②当該情報に同各号所定の「おそれ」があるか否かという問題の二つに分解した上で、①の点の該当性判断における行政機関の長の裁量権を認めず、②の点についてのみ行政機関の長に与えられた裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるか否かを判断すべきである旨判示し、①の点については、事項的要素で不開示情報が画された場合と同様に、その点の判断に裁量権を認めず、裁判所の覆審的司法審査を行うという誤りに陥っている。そして、原判決は、具体的な主張立証責任の在り方についても、控訴人（被告）において、当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するもの（同条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）であることを主張立証しなければならず、この控訴人（被告）の立証により、同各号所定の「おそれ」があることが肯定されて初めて、被控訴人（原告）らが当該不開示情報に該当すると認めるにつき当該行政機関の長の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったことを基礎づける具体的な事実について主張立証することを要する旨判示しているのである（原判決80ページ）。この判断は、要するに、当該行政文書に記載された情報について、裁判所が同各号所定の「おそれ」があると推認するに足りる事情を控訴人（被告・処分行政庁）側で主張立証しなければならず、この主張立証により上記の「おそれ」を推認するに至らない場合には、同各号の不開示情報該当性が否定されることを意味す

る。しかしながら、当該行政文書に記録された情報が同各号所定の「おそれ」があるものと認められるかどうかも、行政機関の長の裁量に委ねられる事項であることは前述したとおりであり、この点について、控訴人（被告・処分行政庁）側に裁判所をして確信をもって認定せしめる立証責任を課すことは、実質的に、上記の「おそれ」の有無の認定に関して行政機関の長に裁量権を認めず、覆審的司法審査を行うに等しく、明らかに相当ではない。しかも、原判決は、控訴人（被告・処分行政庁）側の上記の「おそれ」の主張立証の「程度」について、「一般的又は類型的にみて」という限定を付してはいるものの、個別の不開示文書の多くについてはその「おそれ」を認めるに足りる的確な証拠がないなどとして、同各号の不開示情報該当性を否定しており、記録されている情報自体を明らかにして主張立証することが許されない控訴人（被告・処分行政庁）側に殊更に厳格な立証を要求しているというほかはない。

(2) 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号が時間的要素によって不開示情報の範囲を画していないにもかかわらず、一律に時間的要素によって主張立証責任を分配した誤り

ア さらに、原判決は、情報公開法 5 条 3 号及び 4 号所定の「おそれ」の有無の判断は、時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すべきであること、公文書管理法及び同法施行令が、外国との交渉に関する文書等の保存期間を原則として 30 年と定めていることなどからすれば、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成時から少なくとも 30 年以上経過している場合には、控訴人（被告・処分行政庁）側で、このような時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条 3 号又は 4 号所定の「おそれ」が法的保護に値する（ママ）蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある旨判示する。

しかしながら、上記判示は、情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方がその余の同条各号に関するそれと異なることを看過したものであることに加え、同条3号及び4号が時間的要素によって一律に不開示情報の範囲を画することをあえて避けて立法されているにもかかわらず、いわゆる外交関係の行政文書について、作成時から一定年数以上が経過しているというだけで、控訴人（被告・行政庁）側に殊更厳格な主張立証責任を転換する点において、法令の解釈を誤ったものである。以下、詳述する。

イ 情報公開法5条3号及び4号は、同各号所定の不開示情報に該当するか否かの判断過程の全ての段階（前提事実の認定、それらの不開示情報の要件への当てはめ、その充足性を判断して不開示情報に該当するとの認定（評価））について、行政機関の長の第一次的判断を尊重し、広い裁量を認めた趣旨の規定であって、裁判所は、この行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重した上で、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断すべきであることは、前述したとおりである。

これに対し、情報公開法5条3号及び4号以外のその余の同条各号の規定は、事項的要素と定性的要素とを組み合わせて不開示事由の範囲を定めており、しかも、それらの不開示情報該当性の判断について行政機関の長に広い裁量権は与えられていない（前掲宇賀103ページ）。そのため、同条6号においては、上記定性的要素自体も裁判所の覆審的司法審査に服し、裁判所は、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無を覆審的に審理の対象とし、認定判断することになる。しかも、その「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、蓋然性の程度のものであることが必要とされるのである（前掲宇賀103、104ページ）。この点は、同条5号等についてもほぼ同様である。

以上のように、情報公開法5条3号及び4号については、各号所定の不

開示情報該当性を判断するに当たり、行政機関の長に裁量権が付与されているのであり、裁判所は、各所定の「おそれ」についても、覆審的に審査するのではなく、行政機関の長によるその点についての認定・判断が、全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くものであるかなどにより、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであることによって、裁量権の逸脱・濫用があったと評価できるか否かを判断するにとどめるべきことは明らかである。

したがって、原判決が、情報公開法5条3号及び4号所定の「おそれ」が蓋然性をもって認められることを裁判所に対して推認せしめるに足りる事情を被告において主張立証することが必要であるかのように判示することは、この点に関する上記各号の解釈を誤るものであり、明らかに失当である。

ウ また、公開請求がされた特定の対象文書の作成時から不開示決定時までの時間的経過や社会情勢の変化等は、飽くまで、行政機関の長が当該具体的な文書ごとに、情報公開法5条3号又は4号所定の「おそれ」があると判断して不開示決定をしたことが、合理性を持つものとして許容されるかどうか、すなわち、行政機関の長に広範な裁量が認められることを前提に、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があるかどうかを判断する上で、考慮事情の一つとなるにすぎないというべきである。

情報公開法は、行政文書の作成後30年以上の期間が経過したことといった時間的因素によって不開示事由の範囲を画するという規定をあえて置かず、公文書管理法及び同法施行令も、行政文書の作成後30年以上の期間が経過した場合に、当該行政文書の開示、不開示の判断自体が影響を受けることを念頭に置いた規定は設けていないのであり、原判決の判示するように、外交関係の行政文書の作成時から不開示決定時までに30年以上の期間が経過した場合に、そのことをもって、当然又は一律に、前述した

情報公開法 5 条 3 号又は 4 号該当性に係る審理構造や主張立証責任の所在自体が変容されると解すべき根拠規定はなく、控訴人（被告）が同各号所定の「おそれ」の存在自体を蓋然性の程度をもって裁判所が推認し得るまで主張立証を尽くさなければならないとする理由はおよそ見いだし得ない。以下、詳述する。

(7) 情報公開法の制定に際しては、行政情報公開部会において、行政文書の開示・不開示の要件を定めるに当たり、行政文書作成後の時間的経過という時間的要素を考慮すべきかどうかが議論されている。その結果は、行政文書を開示すべきか否かの判断は開示請求の都度行われるものであり、ひとたび不開示とされた情報であっても、後に開示請求があった場合には、情勢の変化を斟酌し、改めて開示の是非が判断されることになるから、不開示情報の規定において一定年数経過後は開示するといった規定を設ける必要はなく、これが適当でもないという結論に至った（前掲宇賀 67, 68 ページ）。

原判決が指摘するように、旧情報公開法 22 条は、行政文書を適正に管理し、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する規定を設けなければならない旨規定し、これを受けた旧情報公開法施行令 16 条は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じた行政文書の保存期間の基準を定めることとし、この保存期間は、その作成又は取得の日から起算して 1 年未満の期間から 30 年までの期間以上の期間とするとされており、保存期間が満了した行政文書は、国立公文書館法所定の規定により内閣総理大臣に移管し公開するものを除き、廃棄する旨定められていた。しかしながら、上記の情報公開法制定時の議論に照らせば、それらの規定は、作成時から 30 年以上経過した行政文書については、原則として開示すべきものとする趣旨でないことは明らかである。

旧情報公開法施行令 16 条 1 項 4 号及び別表 2 によれば、上記の 30

年という期間は、最低保存期間を意味し、最低保存期間のうち最長のものを30年としたのは、30年経過した時点で、保存を継続する必要性があるか否かについて見直しを行い、国立公文書館等への移管を促進する意図があったからであり、例えば50年保存としたり、期間は確定できないが職務上必要な期間という趣旨での永年保存という区分を設けることを否定する趣旨ではないとされていたのである（宇賀克也「逐条解説公文書等の管理に関する法律」75ページ）。

以上のように、上記の旧情報公開法及び同法施行令の規定は、行政文書の作成時から30年以上の期間が経過したこと自体が、当該行政文書の開示・不開示の判断を左右する事情となることを念頭に置き又は前提としたものでないことは明らかである。

(イ) また、旧情報公開法及び同施行令に代わって設けられた公文書管理法16条1項は、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について利用の請求があった場合には、同項1号ないし5号に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない旨規定し、同項1号ハ及びロは、情報公開法5条3号及び4号と同旨の規定を設けている。また、公文書管理法16条2項は、国立公文書館等の長が、同条1項1号等に該当するか否かを判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書等として作成又は取得されてからの「時の経過を考慮する」旨規定している。

しかしながら、これらの規定も、時の経過が、国立公文書館等の長において行政文書を利用するかどうかの一つの考慮要素とされることを規定したものにすぎず、これを超えて、外国との交渉等に関する行政文書のうち、作成時から30年以上が経過したものについては、当然又は一律に、控訴人（被告）において、これをなお不開示とすべき特段の事情を立証しない限り、行政機関の長の情報公開法5条3号又は4号に基づく不開示処分が裁量権を逸脱し又は濫用したものとなるなどという解

釈を導き出す根拠となるものではない。

エ 殊に、本件で問題となっているような外交交渉等に係る行政文書の特質を考慮すれば、単に作成時から30年以上の期間が経過しているというだけで、それが開示される場合に問題となる我が国と他国との間の信頼関係が損なわれるおそれや、他国との交渉上不利益を被るおそれが直ちに否定されるものでないことは明らかである。

例えば、行政文書に外交交渉等の過程で当事国それぞれがいかなる対応方針や交渉姿勢を執り、いかなる交渉条件等を検討したか等に関する情報が記録されている場合には、たとえ当該行政文書の作成時から30年以上の期間が経過していても、政府の対応方針には時期を問わず基本的な共通性がある場合もあるから、当該外交問題が交渉の相手国との間で未解決である場合はもとより、当該外交問題自体は解決済みであっても、類似の外交問題が生じている場合には、交渉の相手国にとって過去に我が国が執った対応方針や交渉姿勢、その検討状況等が我が国の今後の対応等を推測する重要な手掛かりとなり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。他方で、我が国が、過去の対応方針等のいかんによらず、新たな対応で交渉に臨む必要がある場合にも、交渉の相手国が過去の我が国の政府内部の対応方針や交渉姿勢、検討状況等を知れば、たとえ先の外交交渉時から30年以上の期間が経過して情勢が変化していたとしても、相手国から我が国が過去に検討した対応方針や交渉姿勢との一貫性を殊更要求されるなどして、臨機応変の対応をすることが困難となり、やはり交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、当該外交問題自体は相手国との間で解決済みであっても、当該相手国又は他国等との間で類似の外交問題が生じており、あるいは将来生じる可能性がある場合には、上記の情報が公になることによって我が国が同様の不利益を被るおそれがあり、現に懸案となっている外交問題が存する以上、当該行政文書の作成時から30年以上が経過してい

るからといって、当然又は一律に、上記のおそれが生じないと解されるものではない。

以上のような外交関係に係る国家事務の特質を踏まえれば、これに関して作成された行政文書が、その作成時から30年以上の期間が経過しているとしても、そのことから直ちに、行政機関の長が当該行政文書の開示により情報公開法5条3号又は4号所定の「おそれ」があると判断したことが社会通念以上著しく妥当性を欠くことが明らかであると評価されるものではないというべきである。

(3) 以上のとおり、原判決は、情報公開法5条3号及び4号該当性の審理・判断の在り方に関する解釈を明らかに誤ったものというべきである。

以下では、以上に述べたことを踏まえ、原判決の本文中の不開示理由1ないし3に係る判断に即して、その判断に誤りがあることを明らかにする。

なお、以下に挙げた具体例を含め、原判決の別紙5における本件各文書それぞれに係る判断のうち、不服申立て部分に対する詳細な反論は、後記第3章のとおりである。また、不開示理由4及び8を理由とする不開示部分に係る情報についても、不服申立ての対象に係る文書数が僅かであることもあり、原判決の別紙5における判断に対する個別の反論として、後記第3章において述べることとする。

3 不開示理由1を理由とする不開示部分に関する原判決の判断の誤り

(1) 不開示部分が既に開示決定がされた情報と同一の内容の情報等に当たるとの原判決の認定に事実誤認があること

ア 原判決の判示内容等

原判決は、不開示理由1（情報公開法5条3号該当）を理由とする不開示部分に係る情報のうち、外務大臣がこれと同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものを見に開示している場合には、外務大臣がこれを公にして北朝鮮当局が知り得ることとなつたとしても、北朝鮮と

の交渉上不利益を被るおそれがないと判断したものといわざるを得ず、当該情報は、特段の事情がない限り、国の安全の確保に関するものに当たることを推認するに足りる事情を欠くとした(原判決90、91ページ)上、原判決別紙5の通し番号1の各文書に記録された情報の一部には、既に外務大臣が開示決定をした情報と同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものがあるとして、同号該当性を否定した。

しかしながら、原判決の上記認定には、明らかな事実誤認があるものがあり、この点は後記第3章で個別に詳述するが、上記不開示部分の記載内容と外務大臣が開示決定をした部分の記載内容とが明らかに異なるものを例示すると、以下のとおりである。

イ 通し番号1-69の文書の不開示部分に係る事実誤認等について

(7) 原判決別紙5の通し番号1-69の文書(乙A第108号証)は、原判決が認定するところ、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録総説八」と題する内部文書であり、この不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑥に記載のもの)のうち、不開示部分②は、いわゆる請求権問題に関して、韓国側の日本に対する請求額についての大蔵省案の試算額(日本側が支払可能と考える額。以下同じ。不開示部分②-1)及び外務省案の試算額(不開示部分②-2)を記載した部分(同号証177ページ)と、大蔵省(当時)案の「試算額」、「試算の根拠」及び外務省案の「試算額」、「注」の各欄の記載部分(不開示部分②-3。同号証179ないし186ページ)から成るものである。

原判決は、通し番号1-69の文書の開示部分の一部に、大蔵省、外務省の見積額が同じく数千万ドル台ながら、大蔵省案は外務省案の半額であり、日本が韓国側に示す総額を外務省案(外務省A案)の総額約1億ドルとすることなどが記録されており、公にされている上記各省の査定金額や両者の金額の差等から容易に推測できるものであり、その総額の

概数が既に公にされているものと同視することができるなどと判示して、情報公開法5条3号該当性を否定した(原判決別紙5・628ページ)。

(イ) しかしながら、不開示部分②-3(不開示部分②-1及び2の各記載については、控訴人は不服申立ての対象としない。)には、大蔵省及び外務省の各試算額(査定額)の総額のみならず、韓国側の個別の請求項目ごとの上記各省の各査定額や、同各省が請求項目ごとにそのような査定をした具体的根拠等が記載されているのであり、これらの記載は、同各省の各査定額のおおまかな総額のみを記載していた開示部分とは全く内容が異なるものであって、開示部分の記載及び不服を申し立てない試算額のみを記載している②-1及び2の各記載から不開示部分②-3の記載内容を推測することはおよそ不可能である。したがって、原判決には明らかな事実誤認があり、外務大臣が、不開示部分②-3の記載を公にしても、「北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがないと判断した」とは到底いえるものではない。

そして、不開示部分②-3が公になれば、日朝国交正常化交渉において、日本側が韓国側の請求額に対し、いかなる根拠でどの程度の査定をしたかが個別の請求ごとに如実に明らかとなるのであり、北朝鮮がこれらの情報を知り得ることとなれば、今後の日朝交渉に当たり、事前に日本側の対応を推測することが容易となり、また、日本側の査定額や韓国側請求額に対する割合等を所与のものとして、これに上乗せした額を請求するなどして、我が国が交渉上不利益を被ることが十分想定される。

したがって、外務大臣が不開示部分②-3に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に当たるものとした判断については、全く事実の基礎を欠くとか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くなどのものとして社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとみる余地はない。

い。

ウ 通し番号1-97の文書の不開示部分に係る事実誤認等について

- (7) 原判決は、外務省が作成した通し番号1-97の文書(乙A第110号証)を構成する昭和37年3月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する書面の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑤に記載のもの)のうち、不開示部分③(同号証12, 13ページ)について、通し番号1-69の文書の一部開示により既に公にされているものであり、これを公にしたとしても、北朝鮮が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえない旨判示する(原判決別紙5・799, 800ページ)。
- (4) 不開示部分③は、前述した韓国側の日本に対する請求額に対する日本側の査定額(外務省A案)について、請求項目ごとに具体的な査定金額を記載したものであり、原判決が認定するとおり(原判決別紙5・796ないし799ページ)、不開示部分③は、「5 竹島問題」という項目の「本件は日韓会談の議題ではないが、政府折衝においては、我が方の国際司法裁判所提訴申し入れに韓国側が応訴するよう極力説得に努める。」との記載の直後の「■■■不開示部分③■■■」との箇所に記載されている。他方で、不開示部分③が既に公にされている根拠として原判決が指摘する通し番号1-69の文書にも、不開示部分③と同一の記載が存在するが、この不開示部分③と同一の記載は、外務大臣が一部不開示決定をした部分に該当するものであり(乙A第108号証259ページ)、このことは原判決自身が認定している。このように、不開示部分③は、通し番号1-69の文書においても開示の対象となっていないことが明らかである。しかるに、原判決は、不開示とされている部分を開示されていると同じ内容のものと誤解し又は見誤り、上記のような事

実誤認に陥ったものと考えられる。

そして、不開示部分③が公となった場合、韓国側請求額に対する我が国の当時の個々の請求項目ごとの査定額や請求額に対する割合が明らかとなり、今後の日朝交渉等に当たり、北朝鮮が、日本の対応方針を推測したり、日本に不利な交渉材料として用いることが想定され、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。

したがって、外務大臣が上記不開示部分③に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に当たるものとした判断については、全く事実の基礎を欠くとか、事実に対する評価が明白に合理性を欠くなどのものとして社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとみる余地はない。

エ 小括

以上のとおり、不開示理由1を理由とする不開示部分に係る情報のうち、外務大臣がこれと同一の内容又はその情報の性質上同一のものと評価し得るものを既に開示しているとした原判決の認定には明らかな事実誤認があり、これを前提に上記不開示部分に係る情報が情報公開法5条3号の不開示情報に該当しないとした原判決の判断には明らかな誤りがある。

(2) 日本に所在する朝鮮半島由来の書籍、文化財等に関する情報を記録した部分が不開示情報に該当しないとの判断の誤り

ア 原判決の判示内容

不開示理由1を理由とした不開示部分のうち、日韓会談が行われた当時、日本側が日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍、文化財等を調査した結果に基づき、目録等にこれらの数量、書名ないし文化財の名称等を記載したものには、河合文庫中官府記録目録(通し番号1-13の文書)、宮内庁書陵部所蔵の書籍目録(通し番号1-60, 61の文書)、成簣堂文庫所蔵の韓国書籍目録(通し番号1-82の文書)、東洋文庫所蔵の韓国書籍目録

(通し番号 1 - 8 3 の文書), 東京国立博物館所蔵韓国出土品(通し番号 1 - 8 4 の文書), 韓国関係重要文化財一覧(通し番号 1 - 8 5 の文書)等が存する。

原判決は、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍、文化財等に関する客観的事実に関する情報について、日本は、日韓会談において、韓国による韓国文化財の返還請求に対し、文化交流の一環としてある程度の国有文化財を寄贈するという立場を一貫して示しており、日朝国交正常化交渉において文化財問題が協議されることになっても、同様の立場を示すことが容易に想定されるから、北朝鮮当局が日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本所在の朝鮮半島由来の書籍、文化財等に関する客観的事実等を知り得たとしても、これによって日本の対処方針等をより詳細に把握し得るとは言い難いことなどを理由に、これが開示されても、新たに北朝鮮側が日朝国交正常化交渉における文化財問題に関する日本側の対処方針等を把握し又は推測する材料となり得るものではなく、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない旨判示する(原判決 9 8 ないし 100 ページ)。

イ 上記目録等に記録された書籍、文化財等の書名及び名称、数量を開示した場合、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被ることが容易に想定されること

(ア) 上記目録等は、日韓会談において、日本側が朝鮮半島由来の国有文化財のうち、韓国側に寄贈するものと寄贈しないものとを選別することなどの検討資料とするために作成されたものであり、これらの目録に記載された書名や文化財の名称、数量自体からは、必ずしもその選別基準自体が明らかになるわけではない。しかし、これらが、その当時、日本政府が、韓国側から書籍、文化財等の返還請求を受けて、韓国側に寄贈する書籍、文化財等の候補となり得るものを一定の方針の下に列挙し、目

録等として記録したものであることは、その記載自体から明らかであつて、我が国が今後の日朝国交正常化交渉を行うに当たっては、日韓会談を行った当時と同様に朝鮮半島由来の文化財等に関する問題が交渉の対象事項とされることが容易に想定される。

しかるところ、原判決が説示するように、日本側が韓国との交渉時と同様に、在日文化財等のうちある程度のものを北朝鮮側に引き渡すとの方針をもって交渉に臨む可能性があることは否定し難いとしても、上記目録等の上述した性格からして、日韓会談の当時作成された上記目録等に記録された書籍、文化財等の全てが、日朝国交正常化交渉においても、当然に北朝鮮側に引き渡すものの候補となり得るものではなく、北朝鮮から日本側にもたらされた文化財等の内容、数量、由来の原因等を個別に検討した上、日本政府において北朝鮮に対する引渡しの候補とすべきものを新たに検討・選別すべきものであることはいうまでもない。

(イ) ところで、北朝鮮においては、近時においても、在日文化財の多くは日本が北朝鮮から盗掘、奪取したものであり、これらの全てが北朝鮮に返還されるべきものであることが強く主張されている状況にある。例えば、北朝鮮の平成23年2月7日付け労働新聞(乙A第491号証の1、同号証の2)には、同日付けの北朝鮮平壤放送における「絶対に伏せ続けることのできない日帝の白昼強盗ながらの文化財略奪犯罪」と題する論説が掲載されている。その内容を見てみると、朝鮮民族は、五千年の悠久の歴史を持ち、早くから優れた文化を創造してその名を世界にとどろかせ、悠久の歳月にわたるこのような朝鮮人民の秀でた創造的知恵と才能が宿る貴重な文化財は、かつて日本の侵略者らによって無数に破壊、略奪されたこと、ある外電は先頃、日本に存在する我が国の文化財は数十万点に達すると報じており、過去の日帝の白昼強盗ながらの朝鮮文化財破壊・略奪犯罪は徹底的に決着がつけられなければならない問

題の一つであること、高麗磁器や李朝磁器が日帝侵略者らによって日本各地に大量に流出しており、日本人自身が明らかにしたところによっても、東京国立博物館には陶磁器を初めとする北朝鮮の文化遺産が4万点も所蔵されているなど、日本各地の博物館、美術館、大学、寺、美術学校、機関、個人の手中には、陶磁器、金属工芸品、仏像、玉石工芸、草工芸品、螺細工芸品、絵、図書、活字など、数限りない北朝鮮の多種多様な文化遺産が存在すること、日本は、朝鮮占領初期に既に10年間にわたり、朝鮮領土に存在する北朝鮮の民族遺産に関する全面的かつ専門家レベルの調査を行い、計15巻の「朝鮮古跡図譜」という目録を作成するなどしたことなどが掲載されている。そして、この論説は、「日本は過去の半世紀近くにわたる日帝の朝鮮植民地統治期にわが国の貴重な文化遺物を体系的かつ組織的に破壊、略奪した特大型犯罪を誠実に認め謝罪し、略奪していったあらゆる文化遺物をすべて返還すべきである。」と結論づけているのである(傍点は引用者)。

(ウ) このように、北朝鮮は、朝鮮半島由来の在日文化財等が日本国内に大量に所在し、これらの多くがかつて日本政府が略奪したものであるかのように捉えて、その全てを返還すべきものと主張している。具体的には、日本政府がかねて作成した書籍、文化財等の書名ないし名称、数量を記録した文化財等の目録に関して、北朝鮮当局及びその人々が強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有し、しかもこれらの文化財等については、その全てが北朝鮮に返還されるべきものであるとの考え方によっていることがうかがわれる。そのため、これらの情報を開示した場合、今後の日朝国交正常化交渉において、北朝鮮側から、当該目録に記載された文化財等の全てが北朝鮮に対して当然に返還すべきものであるとの前提に立った要求を受ける結果となることは想像に難くない。

原判決も説示するように、日韓会談において、日本は、韓国側の請求に係る文化財のうち韓国側に寄贈するものの品目及び数量等は、日本側が自主的に選択し、決定するという観点から韓国側との交渉を行っていた(原判決98ページ)。しかるに、上記の文化財目録等の内容が北朝鮮側に知られるところとなれば、北朝鮮側からその全てを当然に返還すべきであるとの強い要求を受けて、我が国が交渉上不利益を被ることが容易に推察される。我が国が朝鮮半島由来の書籍、文化財等について、北朝鮮側と不利益のない立場で交渉を行うためには、北朝鮮側に対して開示する書籍、文化財等の目録の範囲や、その開示の時期等を北朝鮮側の対応を見極めつつ慎重に決定することが不可欠であり、そのような前提なしに、あらかじめ手持ちの目録等の全てを開示することになれば、北朝鮮側から上記のように一方的かつ恣意的な要求を突きつけられ、我が国が交渉上不利益を被ることは明らかというべきである。

(I) なお、上記の文化財目録等には、我が国がこれまで韓国に対しても開示していない文書も多数含まれるところ、韓国側も今なお終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対して極めて強い関心を有しており、韓国内においても、上記(I)と同様の論調もみられるところであり(乙A第231号証—5—ページ、乙A第492号証ないし乙A第494号証)、韓国が日韓会談当時に我が国が寄贈の対象としなかった文化財について再度返還を求めてくることも否定はできず、現に韓国側ではそのような動きがある旨の報道がなされている(乙A第495号証、乙A第496号証)。

そうすると、上記の文化財目録等に売買や贈与等により適法に取得したもののが含まれていても、あらかじめその全てを開示することになれば、韓国からその全てを当然に返還すべきであるとの一方的かつ恣意的な要求を強く突きつけられ、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれがあ

あることも、相応の根拠をもって認められるということができる。

(オ) 以上によれば、外務大臣が上記の文化財目録等に係る不開示部分を開示することにより北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことが、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認められず、外務大臣がその裁量権の範囲を逸脱したと認める余地はないから、原判決の上記判断には明らかな誤りがある。

4 不開示理由 2 を理由とする不開示部分についての原判決の判断の誤り

(1) 原判決の判示内容

不開示理由 2（情報公開法 5 条 3 号及び 6 号該当）を理由とした不開示部分には、我が国による日韓会談及びその準備段階の日本政府内部の検討状況、その非公式見解や韓国側担当者に対しての率直な評価、第三国政府の情報や評論等が記録されているところ、原判決は、これらの情報は、昭和 25 年から昭和 40 年頃までの間に日本政府部内でされた審議、検討又は協議に関するものにすぎず、本件各処分に至るまでの間に既に 30 年以上の期間が経過しており、本件各処分の当時、当該審議等において発言をした者のほとんどが公務員の地位等を喪失し、当該審議等の対象とされた韓国の政治体制も大きく変化し、日韓会談当時の韓国側担当官もその地位を喪失していることから、当該情報が公となったとしても、本件各処分の当時、日韓会談に関して韓国その他の外国等からの圧力や干渉により率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、誤解や憶測に基づき韓国又は日本国民の間に混乱等を生じさせたり、韓国の国民一般に反日感情を呼び起こしたりするなどして、韓国との信頼関係が損なわれ、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえないとして、同各号該当性を否定した（原判決 109ないし 115 ページ）。

(2) 過去の政府高官等の発言であっても、現在の韓国国民等の感情や自尊心を害したものと受け取られ、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるこ

と

ア(ア) しかしながら、韓国には、慰安婦問題を含む我が国による植民地支配問題等に関連して、日本が韓国国民に対して多大な損害と苦痛を与えたとの歴史的認識が現在でも根強く残存していることは公知の事実である。たとえ日韓会談当時の日本の政府高官等の意見や発言等であっても、これに韓国ないしその国民を差別し、あるいは侮蔑したものという印象を与える内容や表現が含まれている場合には、これを公にすると、上記の意見や発言等に現れた差別的、侮蔑的意識が、あたかも現在の我が国の国民的意識につながるものであるかのように誤解され、韓国政府ないし韓国国民の感情を著しく害する結果となることは明らかである。そして、このような日韓の歴史的経緯や韓国国民の歴史認識を踏まえれば、原判決が説示するように、上記の意見や発言等が、現在とは政治体制や国際情勢等に大きく隔たりのある過去の一時点における一政府高官等のものにすぎないとして、現在の我が国の国民や政府の意識とは断絶した別個のものとみられることは期待し難い状況にある。

(イ) 韓国国民ないし韓国政府には、日韓の過去の歴史的事象について強固な被害意識が潜在しており、日本の政府関係者の発言等を契機にそのような意識が表面化し、激しい反日感情となって立ち現れる傾向があることは、以下の事例に照らしても明らかである。

平成7年（1995年）10月5日の参議院本会議において、村山富市内閣総理大臣（当時）が韓国併合条約に関する政府の立場、認識に関する質問に対して、「韓国併合条約は当時の国際関係等の歴史的事情の中で法的に有効に締結され、実施されたものであると認識をいたしております。」と答弁したことに対し、韓国外務部が同月10日、「韓日併合条約が韓国国民の意思に反し強圧的に締結され、原則的には無効という立場を韓国政府は一貫して堅持してきた」との上記答弁を批判する論

評を発表し、これに呼応する形で韓国の与野党が一斉に村山総理発言の取消しや謝罪を求める声明を発出するに至ったものである（乙A第497号証、乙A第498号証）。

(イ) このように、韓国国民ないし韓国政府が、約百年前の日韓の歴史的事象等に対する評価についても極めて敏感な反応を示し、ひとたび我が国の政府が、これらの歴史的事象について韓国国民ないし韓国政府の評価と相いれない見解を示したことが明るみに出ると、我が国政府が激しい非難と批判にさらされる傾向があることに照らすと、たとえ30年以上前の日韓会談に関わる事項に関する当時の政府関係者の発言等であっても、それが韓国政府ないし韓国国民を蔑視し、差別する意味合いのものと受け取られる可能性がある内容のものである場合には、これが新たに公となつたとすれば、韓国における反日感情を刺激し、ひいては上記発言等に現れた侮蔑的、差別的意識が現在の日本国民ないし日本政府の意識にも反映しているかのように受け取られ、我が国と韓国との信頼関係が大きく損なわれる結果となることは想像に難くない。

イ(ア) これを不開示理由2を理由とした不開示部分について見てみると、例えば、通し番号2-11の文書(乙A第95号証)の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし③に記載のもの)には、昭和28年当時の日本政府部内での非公開を前提とした打合せの席上において、鈴木法務省入管局長(当時)及び下田外務省条約局長(当時)が発言した内容が記録されているが、その発言内容は、在日韓国人の国籍等の取扱いに関して率直かつ忌憚のない意見を述べたものであり、国籍等に関して韓国国民を差別的に取り扱うものと受け取られかねないものであるほか、国籍等の取扱いを超えて、韓国人一般を蔑視し、差別しようとする意識を表すものであるとの印象を与える表現も含まれている。これが開示された場合、従来の日韓の歴史的経緯に加え、当時の日本政府関係

者が韓国国民に対して侮蔑的、差別的意識を有していた事実が新たに明らかとなつたとされ、韓国国民ないし韓国政府の反日感情を刺激し、韓国国内等で大きく取りざたされるなどして、上記の侮蔑的、差別的意識が日本国民全体の意識の根底を成すものであるかのように受け取られることが想定される。その結果、我が国と韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることは明らかである。

したがって、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいはず、上記不開示部分に係る情報は情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当する。

(イ) また、通し番号 2-89 の文書(乙A第72号証)の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの)のうち、不開示部分①に記録された情報は、在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき、当時の佐藤栄作総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的かつ直接的な内容を、同総理大臣の言葉をそのまま引用して記載したものであり、韓国国民及び北朝鮮の人々一般に対する著しい差別的言辞と受け止められかねない表現が用いられている。これが新たに公となつた場合には、当時の我が国の内閣総理大臣の発言であるだけに、韓国国民ないし韓国政府に対して大きな影響を与え、日韓の歴史的事情と相まって、我が国の国民全体が韓国国民及び北朝鮮の人々一般に対して差別的な意識を抱いていたかのように受け取られかねず、今もってなお上記国民及び人々の感情を大きく損ねるおそれがあることは明らかである。

したがって、外務大臣が上記不開示部分①を開示することにより韓国及び北朝鮮との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいはず、上記不開

示部分に係る情報は情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当する。

原判決は、当時の内閣総理大臣の上記発言が、当時の時代的背景と当該総理大臣の個性に依存するものであると推測され、現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され、その自尊心を害されたと認めるに足りる証拠がない旨判示するが、前記のとおり韓国国民の心情に歴史的経緯を踏まえて形成された根強い反日感情が潜在していることに照らせば、これらが当時の時代背景や当該総理大臣の個性によるものにすぎないなどと割り切って受け止められ、現在の我が国ないしその国民の意識とは無関係のものとして理解されるとは到底考え難い。また、当該情報を開示することにより韓国との信頼関係が損なわれるおそれが存在すること自体について、これ以上の厳格な立証が必要であるとすることは、外務大臣がそのおそれがあると判断したことが合理性を持つものとして許容されるかどうかが審理対象となる情報公開法 5 条 3 号の審理構造とそぐわず、明らかに当を得ないものである。

(3) 日韓会談当時の日本政府部内の検討内容、第三国政府の情報等が現時点で公になった場合に他国との信頼関係が損なわれるおそれ等があること

ア 日韓会談に関する日本政府部内の非公式の検討内容等については、たとえ当該会談の協議事項自体は解決を見ており、その後 40 年以上の期間が経過しているとしても、日韓会談の過程で日本政府が検討した一定の対処方針が明らかとなった場合、取り分けそれが韓国に対する強硬措置等を内容とするものである場合には、日本政府がそのような態度を取っていたこと自体が韓国国民ないし韓国政府の強い反発を招き、これにより我が国と韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、今後の日朝国交正常化交渉等において、類似の問題が協議されることが想定される場合には、北朝鮮当局に日本政府の方針をあらかじめ推測する材料を与えることになり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。さらに、当該情報に、日

韓会談に関する第三国政府の対処方針や介入方針に関わる事項が含まれる場合において、そのような第三国政府の対処方針等が我が国が当該第三国から非公式に入手した情報であるときは、これを公にすることにより、当該第三国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

したがって、外務大臣がこれら情報を明らかにすることにより他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことには相応の理由があり、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底いえるものではない。

イ(ア) 例えば、不開示理由2を理由とした不開示部分のうち、通し番号2-36の文書(乙A第114号証)の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄①ないし④に記載のもの)には、昭和35年当時の日韓国交正常化交渉に当たり、韓国側に抑留された本邦漁業者の釈放問題に関して、韓国側との交渉が決裂した場合の報復措置として考えられる強硬措置の具体的な内容について、外務省アジア局北東アジア課の内部的な検討状況を、各強硬措置を執った場合の韓国政府への影響、我が国にとっての効果、利害得失や国民の反応等に関する率直な意見の内容等を含めて如実に記載されている。

当該不開示部分に係る情報が公となった場合、日本政府が上記文書作成時点において韓国政府に対していくかなる強硬措置を執るべきかについて、これを執った場合の韓国政府に対する効果や影響、我が国にとっての利害得失等を含めた赤裸々な検討内容が明らかとなるのであり、日韓のこれまでの歴史的背景事情を踏まえれば、たとえこれが40年以上前の日韓の交渉場面におけるものであっても、これが現時点で明らかとなつた場合には、そのような日本政府の対応ぶりや検討姿勢が、韓国国民ないし韓国政府の反発を招き、その信頼関係を損なう結果となることは想像に難くない。また、日本政府が検討した強硬措置の具体的な内容やこ

れが及ぼす韓国への影響、効果、我が国の利害得失等に現れた日本政府の検討の方針や視点、関心事が明らかになると、北朝鮮当局を初め、将来我が国と交渉関係に入る可能性のある外国政府が我が国の対応ぶりや対応方針等を推測するための参考資料に用いることが可能となり、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある。

したがって、外務大臣が当該情報を開示することにより他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことが、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められず、上記不開示部分に係る情報は情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当する。また、上記のように我が国が韓国との信頼関係を損ない、外国政府に我が国の対応ぶりや検討方針を推測されることになれば、外交事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、上記不開示部分に係る情報は同条 6 号の不開示情報にも該当する。

(イ) 通し番号 2-10 の文書(乙B第94号証)の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの)に係る情報は、日本政府が、昭和 28 年当時、韓国との間のいわゆる請求権問題を解決するために、米国政府に対して仲介の形で協力を求めた際の米国政府内部の対応状況等を具体的に記載したものであり、日本政府が米国政府から非公式資料として入手したものである。

日本政府が米国に対して行った協力依頼や、これに対する米国政府内部の対応は、この二国間以外には公にすることを予定せずに行われたものであり、これが公となると、日韓の請求権問題に関して米国が一定の対応を示したことが明るみに出ることにより、韓国側が米国に対して不信感を抱くなど、韓国との関係における米国の立場に影響が及ぶことになり、このことは、日本と韓国との間で請求権問題が既に解決をみた現時点においても変わることろはない。当該情報を開示すれば、我が国は、

米国との信頼関係が損なわれるばかりか、他国からも、相手国の立場をわきまえずに機微にわたる国家間のやり取りを漫然と公にする国とみなされて、国際的な信用が失墜するおそれがあることは想像に難くない。

したがって、外務大臣が、そのようなおそれがあると判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められず、当該情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当する。また、上記のように、我が国が米国との信頼関係を損ない、国際的な信用が失墜することになれば、今後米国を初めとする他国との率直な意見交換やこれらの国に対する協力依頼等の外交事務に支障を来すおそれがあるから、上記情報は同条6号の不開示情報にも該当する。

5 不開示理由3を理由とする不開示部分についての原判決の判断の誤り

(1) 原判決の判示内容

原判決は、不開示理由3（情報公開法5条3号該当）を理由とする不開示部分に係る、①竹島問題に関する日本政府又は日本政府関係者の提案・見解・対処方針等に関する情報、②竹島問題に関して韓国政府又は韓国政府関係者から示された提案・見解等に関する情報、③竹島問題に関する韓国以外の他国政府関係者(第三国)の見解等に関する情報について、要旨、以下のとおり判示した。

上記①の情報のうち、日韓両政府間で現に行われた交渉時に発言されたものについては、日本側の当該発言が韓国側によって直接認識されている以上、これが公になったとしても、新たに韓国政府が日本政府の現在の方針を把握し、又は推測する材料となり得るものとはいはず、その発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえない。また、日本政府関係者(外務省職員等)の個人的見解に係るものについては、当該日本政府関係者が日韓会談に影響を与える地位になく、当該提案等の内容が韓国側にとって有利とはいえない

い場合には、韓国側が当該提案等を日本側との交渉を有利に進めるために利用するとは考えられず、日本が交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえない（原判決119ないし121ページ）。

上記②の情報については、そもそも韓国政府が新たに日本政府の現在の方針を把握し又は推測する材料とはなり得ず、当該交渉等が日韓両政府間で秘密裏に行われ、当該交渉時にされた発言等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、これが公となっても、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとはいえない（原判決121、122ページ）。

また、上記③の情報については、第三国が日本側に当該見解を示してから本件各処分時までに既に30年以上が経過して、前提となった国際情勢が著しく変化し、第三国の見解自体も変化している可能性があることなどに照らすと、第三国と日本との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、第三国との信頼関係を損なうとはいはず、韓国政府との交渉上不利益を被るともいえない（原判決122、123ページ）。

(2) 上記情報を開示することにより我が国が韓国及び第三国との信頼関係が損なわれ、我が国が韓国との竹島問題に関する交渉上不利益を被るおそれがあること

しかしながら、上記①及び②の情報のうち、日本が韓国側から示された提案・見解には、対外的に公表することを予定してやり取りされ、現に韓国側が公表しているもののみならず、対外的に公表しない前提で韓国側が示した率直な提案・見解や内容が未確定の試案的なものとして提案され、現時点でも公表されていないもの等が含まれているのであり、これらの情報を日本側が安易に開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれるばかりか、今後外交交渉を行う可能性のある諸外国からも、我が国は機密保持が期待できない国とみなされるなど、交渉上の不利益を被ることが想定される。また、竹

島問題に関する日本側の具体的見解等には、米国との竹島問題の協議に際して日本側が米国側に示したもの等も含まれているのであり、このような情報が公となって韓国がこれを知った場合には、韓国に誤解や不信感を与える結果となり、韓国との信頼関係が損なわれ、あるいは、日本側が米国に示した率直な見解を韓国側が今後の竹島問題の解決に当たり我が国に不利な材料として用いるなどして、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれもある。これらの情報は、それらが記録された文書の作成時から30年以上の期間が経過しているとしても、平成24年8月21日に我が国が国際司法裁判所への合意付託等を提案し、韓国側がこれを拒否した事実等に照らしても明らかのように、竹島問題がいまだ解決を見ておらず、日韓両政府や両国民が多大な関心を寄せている喫緊の問題であり、国際社会における重大な関心事であることに鑑みれば、これが現時点で公となれば、韓国との信頼関係が損なわれ、我が国が交渉上不利益を被ることは、想像に難くない。

また、上記③の情報のうち、我が国が竹島問題に関して米国と協議した際に米国側が示した具体的見解等については、米国が国際的に大きな影響力を持つ国であることに鑑みれば、国際的に大きな意味を持つことは明らかであり、これを我が国が漫然と開示すれば、米国の国際的立場に影響が及び、米国との信頼関係が大きく損なわれることは明らかである。

したがって、外務大臣が上記情報を開示することにより我が国が他国との信頼関係が損なわれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであると認める余地がないことは明らかであり、原判決の上記判示は相当でないというべきである。

(3) ア これを不開示理由3を理由とする不開示部分に即してみると、例えば、通し番号3-34の文書(乙A第71号証)の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの)に係る情報は、外務省アジア局北東アジア課が昭和39年10月に作成した「日韓問題に対する韓国側希望とこれ

に対する日本側の方針(案)」と題する文書に記録された情報の一部であり、控訴人が不服申立ての対象とする不開示部分②及び④には、日本政府が竹島問題の解決策として韓国政府に提案した国際司法裁判所への提訴案について、韓国政府がこれに反対する真の理由として、韓国側から非公式に伝えられていた内容を踏まえた日本政府の推測的見解と、日本政府の対応ぶりが記載されている。

また、通し番号3-18の文書(乙B第56号証)の不開示部分(別紙処分目録の同通し番号の⑤欄に記載のもの)に係る情報は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書の総説11の一部分であり、このうち、控訴人が不服申立ての対象とする部分にも、日本政府が竹島問題の解決策として韓国政府に提案した国際司法裁判所への提訴案について、韓国政府がこれに反対する真の理由として、韓国側から非公式に伝えられていた内容を踏まえた日本政府の推測的見解が記載されている。

上記不開示部分には、韓国側が相手国たる我が国以外には公表しないことを当然の前提として、国際司法裁判所への提訴案に同調できない理由を率直に述べた内容が記載されているのであり、現にこの情報は、現時点でも両国政府のいずれからも公にされていない。したがって、我が国が上記不開示部分を漫然と開示すれば、韓国との信頼関係が大きく損なわれ、我が国が今後外交交渉を行う可能性のある全ての諸外国から、機密保持を期待できない国とみなされて、以後諸外国と立ち入った折衝を行うことが困難となって、交渉上不利益を被る結果となることが容易に想定される。

以上によれば、外務大臣が、上記不開示部分に係る情報を開示した場合に、韓国との信頼関係が損なわれ、韓国を含む他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことが、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認め難い。

イ 通し番号3-27の文書(乙A第64号証)は、外務省アジア局第二課が

昭和29年に作成した「久保田発言に関する件」と題する文書等より構成され、その不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし⑦に記載のもの）に係る情報は、我が国の国連大使が米国の国連大使との間でやり取りした内容等から成るものであり、その不開示部分には、竹島問題に関する日本側の具体的対策、具体的見解、竹島問題について日韓で見解を異にする諸問題について米国側と協議した際の米国側の具体的見解、日本側解決策に対する米国側の具体的見解、廃案となった日本側の日韓問題解決のための具体的提案等の情報が記載されている。

日本側が米国側に示した竹島問題に関する具体的対策、具体的見解や米国側から示された具体的見解は、いずれも日本が米国との二国間において対外的に公表しない前提でやりとりされたものである。日本と韓国との間で竹島問題が未解決であることは、平成24年8月21日に我が国が国際司法裁判所への合意付託等を提案し、韓国側がこれを拒否したことによらしても明らかであり、国際的に多大な影響力を有する米国が現時点でも未解決の竹島問題に関して示した具体的見解の内容は、米国が公にすることを望まない情報であることが容易に察せられる。したがって、我が国がこれを漫然と開示すれば、米国との信頼関係が大きく損なわれる結果となることは明らかである。

また、日本側の竹島問題に関する具体的対策や具体的見解は、これが対外的に公表されないと想定して米国側に示した率直な内容のものであり、韓国がこれを知れば、韓国側の不信感や誤解を招き、我が国と韓国との信頼関係が損なわれ、今後の竹島問題の交渉にも影響が及ぶおそれがあり、さらには、韓国側が、当時の日本側の提案や見解を日本側に不利な交渉材料として用いるなどして、我が国が韓国との交渉上不利益を被るおそれもある。

以上によれば、外務大臣が上記不開示部分を開示することにより、我が

国と米国や韓国との信頼関係が損なわれ、韓国との竹島問題に関する今後の交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことが、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは到底認め難く、上記不開示部分に係る情報は情報公開法5条3号の不開示情報に該当する。

第3章 本件各文書に係る原判決の判断（原判決別紙5）の誤り

以下では、原判決が本件各文書について別紙5において判示した情報公開法5条の不開示情報該当性に係る判断のうち、控訴人が不服を申し立てるものに係る部分の判断の誤りについて、該当文書ごとに主張する。

なお、文書ごとにできるだけ完結した主張を行うため、複数の文書にわたり、類似又は重複した主張になることがある。また、本件各処分では、情報公開法の趣旨に鑑み、本件各文書に記録されている情報が同法5条の不開示情報に該当する場合に、その全部を不開示とするのではなく、いわゆる部分開示の手法に倣つて、不開示情報の要件を満たす核となる記載部分を不開示とする処理をしているところ、そのような処理によって不開示になっている部分は一つのまとまった情報の全部ではなく、その一部分である。そうすると、原判決が使用している「不開示部分に記録されている情報」や「不開示部分には・・・記録されている」というような表現は適切ではないので、以下では、原判決の判示内容を取り上げる部分においても、「不開示部分に係る情報」や「不開示部分には・・・記載されている」というように表記する。

第1 不開示理由1（情報公開法5条3号関係）について

1 通し番号1-13について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-13の文書は、外務省アジア局北東アジア課が作成した「河合文庫中官府記録目録」と題する文書であり、同文書に記録されている情報は、韓国において収集され、京都大学附属図書館に保管されている韓国古書

籍の「書名」、「数量」等であると推認できる（原判決別紙5・281, 282ページ）。そうであれば、同情報は客観的事実にすぎず、日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、同文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。よって、上記不開示部分について、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・282ページ）。

(2) 不開示部分の情報内容

通し番号1-13の文書に記録されている情報の内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、より正確に言うと、韓国側が、京都大学附属図書館の河合文庫（文学博士河合弘民氏が朝鮮史の研究に資するために収集した朝鮮文書類。乙A第499号証13, 14ページ）の中に所蔵されていると主張し、我が国に引渡しを求めていたものの目録である。

上記目録は、韓国側開示文書として公開されている形跡はない上、同目録には元々記載されていた韓国古書籍の「書名」、「数量」等に加え、韓国側の主張の当否等に関する各書籍に係る日本側による調査結果が手書きで記載されている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

(7) 前記第2章第2の3(2)イ(1)のとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財について、極めて強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を持ち、その多くは

日本政府等が朝鮮半島から盗掘、奪取したものであり、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨を主張している（乙A第231号証—1—、—5—ページ、乙A第238号証2ページ、乙A第492号証ないし乙A第494号証）。

前記第2章第2の3(2)イ(イ)で述べたとおり、我が国が今後の日朝国交正常化交渉を行うに当たっては、日韓会談を行った当時と同様に朝鮮半島由来の文化財等の引渡し問題が交渉の対象事項とされることが容易に想定され（この点に関しては、原判決も「日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍」などと判示していることは、前記(1)のとおりである。）、現に平成14年の日朝平壤宣言で、文化財問題が将来の国交正常化交渉における協議事項として確認されたほか（乙A第15号証）、平成19年及び平成20年に行われた両国間の実務者協議等においても、文化財問題が取り上げられているところである（乙A第500号証、乙A第501号証）。

そうすると、北朝鮮としては、日本政府がかねて作成した書籍、文化財等の書名ないし名称、数量を記録した文化財等の目録に対して強い関心を有し、将来の交渉のため、これら目録を含めた朝鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが当然に予想される。

(イ) しかし、通し番号1-13の文書には、前記(2)のとおり、文化財問題に関連し、韓国が我が国に所在するものとして引渡しを求めた朝鮮半島由来の古書の名称、数量等の情報が記載されており、これに該当する目録は韓国側も公開していないことからすると、上記情報が開示された場合、新たに、北朝鮮が、我が国に所在する可能性があり、かつ、その中でも特に韓国が我が国に引渡しを求めていた朝鮮由来の書籍を知る

ことになる。

また、通し番号 1-13 の文書には、韓国側の主張の当否等について日本側が調査した結果が記載されており、これが開示された場合、日本が韓国への引渡しに応じるか否かの検討に際してどのような事項についていかなる調査をし、その結果がどのようなものであったか、すなわち日本に所在する朝鮮半島由来の書籍等で韓国側に寄贈する候補とするものの選別基準に準ずる内容をうかがい知ることが可能となる。

上記情報が開示され、以上の内容の情報を北朝鮮が知った場合には、前記第2章第2の3(2)イ(ウ)で述べたとおり、北朝鮮側からその全てを当然に引き渡すべきであるとの一方的かつ恣意的な要求を強く突きつけられることが容易に想定されるのであり、また、北朝鮮側が当該情報を日朝国交正常化交渉に当たり我が国に対して返還を請求する書籍の選別のために参考資料としたり、我が国の対応等を予測するために利用するなど、我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

(ウ) また、韓国との間では、「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が成立し、我が国は韓国に対して一部の文化財を寄贈しているが、前記第2章第2の3(2)イ(イ)で述べたとおり、韓国国民及び韓国政府の文化財問題に対する関心の強さに鑑みれば、上記情報が開示されたことを契機として、韓国側が我が国が寄贈の対象としなかった文化財について改めて返還を求めてくることも容易に想定されるのであり、現に韓国側ではそのような動きの準備が開始されているとの報道がされているところである（乙A第495号証、乙A第496号証）。

そうすると、前記(イ)で述べたところと同様に、上記情報が開示された場合、過去の韓国の請求に対し、我が国がどのような事項についてど

のような調査をしたのか等を韓国側が知ることが可能となり、それを再度の返還請求をした場合の我が国の対応等を推測するための参考資料とするなど、我が国との交渉を自國に有利に進めるために利用することが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

(I) したがって、外務大臣が通し番号1-13の文書の開示により我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-13の文書に記録されている情報は、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかし、上記情報に該当するものを韓国が公開しておらず、これが開示されれば、北朝鮮が我が国に所在する可能性があり、かつ、その中でも特に韓国が我が国に引渡しを求めていた朝鮮半島由来の古書の内容等を新たに知り得ることとなることは前記のとおりである。将来の北朝鮮との交渉において、日本の植民地支配下における文化財問題が大きなテーマとなることに変わりはなく、同問題については、戦後一貫して北朝鮮が極めて強い関心と所有意識を有しており、北朝鮮側は、朝鮮半島由来の在日文化財等が日本国内に大量に所在し、これらの全てがかつて日本政府が略奪したものであるかのように捉えて、その全てを返還すべきものと主張することが容易に想定される。このように、北朝鮮にとって、朝鮮半島由来の古書に関する過去の交渉材料は、またとない参考資料になるのみならず、北朝鮮側が、通し番号1-13の文書中の手書き部分の記載から、我が国が韓

国に返還する日本に所在する朝鮮半島由来の古書の選別基準に準ずる内容をうかがい知ることも可能となるところ、原判決も、かかる選別基準（当該書籍等の評価額を含む。）等については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。したがって、通し番号1-13の文書に記録されている情報が公になれば、北朝鮮が、我が国の対応等を推測するための参考資料とし、これを我が国との交渉等を自らに有利に進めるために利用することが容易に想定される。

しかも、日朝交渉における文化財問題に対する我が国の対応方針等は、過去の日韓会談におけるものと基本的な共通性がある一方で、相手国や交渉条件が異なれば、臨機応変の対応が必要となるところ、我が国が過去に韓国との交渉に際して検討した対応方針等が公になれば、北朝鮮からこれとの一貫性を殊更要求されるなどして、我が国の対応が制約されることになるから、上記文書が公になれば、今なお我が国が交渉等において不利益を被るおそれが生じることが十分に想定される。

以上に述べた交渉上の不利益が想定されることは、韓国との間で再度の引渡交渉に至った場合であっても同様である。

以上のことからすると、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いうことができず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、通し番号1-13の文書に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は相当ではない。

2 通し番号1-60（乙A第107号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-60の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①及び②に記載のもの）に係る情報は、昭和38年当時、宮内庁書陵部が所蔵していた書籍の「項目」、「冊数」等であると推認できる（原判決別紙5・559ページ）。同情報は客観的事実にすぎず、日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、通し番号1-60の文書作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。よって、上記情報が情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・559、560ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

通し番号1-60の文書中の不開示部分のうち、控訴人が不服を申し立てる部分は、同文書の29ページ（-24-）に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分のうちの最後のページ（昭和39年3月11日付け「宮内庁図書の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する文書中の「宮内庁書陵部の統監本曾禰本の調査結果」と題するページ）にある、書籍の部数及び冊数（ただし、総数を除く。）の部分及び同ページ下から1行目に記載された数字部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄記載の部分。以下「1-60不服部分」という。）である。

上記の「宮内庁書陵部の統監本曾禰本の調査結果」と題するページには、その表題のとおり、宮内庁書陵部に所蔵されていた統監本及び曾禰本の調査結果をまとめた内容が記載されている。

上記の「統監本」とは、韓国統監府（第二次日韓協約に基づいて大韓帝国の外交権を掌握した大日本帝国が、漢城（現・ソウル特別市）に設置した官

（） 庁）が蔵書していた書籍を、初代韓国統監（韓国統監府の長）であった伊藤博文が日本に持参したものであり、「曾禰本」とは、二代目韓国統監府であった曾禰荒助が韓国内で蒐集し、日本に持参した書籍であり、いずれもその後宮内庁書陵部に蔵書されるに至ったものである（乙A第107号証7枚目、10枚目）。1-60不服部分は、これら統監本及び曾禰本のうち、韓国との文化財問題に係る交渉に当たって我が国が依頼した専門家により希少本と評価されるなどされたもので、外務省の調査において貴重本ないしそれに準ずる価値を有すると判断された書籍の部冊数が記載された部分である。

（3）情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定されるのみならず、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

そして、1-60不服部分が公になれば、日本側に所在していた朝鮮半島由来の書籍のうち、価値の高い書籍として日本側が重視していた書籍の数が明らかになる。北朝鮮や韓国がこれを知れば、我が国に対し、価値が

高いことがうかがわれる書籍の引渡しを一方的かつ恣意的に強要したり、引渡しを請求する書籍を選別する際の参考とするなどし、あるいは自らとの交渉に当たっての我が国の対応等を推測するために用いるなど、これを我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

情報公開法5条3号にいう「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなり、又は我が国の交渉上の地位が低下するなどのそれをいい、公にすることによりそのようなおそれのある情報としては、例えば、交渉（過去のものも含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになる情報、すなわち、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」が挙げられるところ（高橋滋ほか・条解行政情報関連三法315、317ページ）、1-60不服部分に係る情報は、このような情報に該当し、又はそれに準ずるものにはかならない。

したがって、外務大臣が1-60不服部分の開示により我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、上記不開示部分に記載された情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当

たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮や韓国との交渉に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が同問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、同問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定されるところ、1-60不服部分が公になれば、北朝鮮や韓国としては、引渡しを求める書籍を選別するための格好の参考資料となり、価値が高いことがうかがわれる書籍につき我が国に対して一方的かつ恣意的に強硬な引渡し請求をしたり、あるいは、我が国の対応等を推測するために用いるなど、我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料として利用することが十分に想定される。なお、前記のとおり、上記情報は、韓国に寄贈した文化財の選別に当たって考慮された事項であり、選別の基準に準ずる内容のものといえるところ、原判決もこのような選別基準等については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-60不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

3 通し番号1-61（乙A第502号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-61の文書は、宮内庁が作成した「宮内庁書陵部所蔵目録」であり、同文書に記録されている情報は、宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍の「書名」及び「冊数」等と推認できる（原判決別紙5・562ページ）。したがって、同情報は客観的事実にすぎず、日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、通し番号1-61の文書作成後の時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。よって、上記情報が、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・562、563ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

通し番号1-61の文書に記録されている情報の内容は、おおむね原判決が認定しているとおりであるが、控訴人が不服を申し立てる部分は、○、△、□、◎のいずれかの記号が記載されている部分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄記載の部分。以下「1-61不服部分」という。）である（乙A第502号証）。

上記の記号は、同文書に記載された宮内庁書陵部所蔵の韓国古書籍のうち、外務省が希少本と評価したものに付した記号である。○印及び△印は、外務省が評価を依頼した朝鮮史の権威である東洋文庫の田川博士及び学習院大学教授の末松博士（通し番号1-62の文書（乙A第221号証）20ページ右側下から3行目以下参照）がそれぞれ希少本と評価した書籍に付した記号であり、□印は宮内庁の図書課長が希少本と評価した書籍に付した記号であり、◎印は宮内庁が貴重本に準ずる評価をした書籍に付した記号である（乙A第502号証1ページ）。

(3) 情報公開法 5 条 3 号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮及び韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国は、終戦後の我が国に所在する朝鮮半島由来の古書を含む文化財に対し今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが容易に察せられる。

そして、前記の各記号がいかなる書籍に付されているかが分かれば、外務省が希少本、すなわち高い価値があると認識していた書籍が特定されることになる。それを北朝鮮や韓国側が知れば、引渡しを請求する書籍の選別の参考としたり、当該書籍の引渡しを重点的に要求したりするなどし、あるいは、交渉に当たっての我が国の対応等を推測するなど、これを我が国との交渉等を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉等において不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

上記情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれがある情報の典型例とされる、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」に該当し、又は

これらに準ずるものにほかならない。

したがって、外務大臣が1-61不服部分の開示により我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-61の文書に記載されている情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮や韓国との交渉に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が同問題に対して一貫して強い关心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、朝鮮半島由来の古書に関する具体的な情報や文化財問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定されるのであり、北朝鮮や韓国が、1-61不服部分の記載内容によって外務省が高い価値があると認識していた書籍を認識すれば、これを我が国の対応等を推測するために用いるなど、我が国との交渉等を自らに有利に進めるための材料として利用することが考えられるのであり、それにより我が国が交渉等において不利益を被るおそれが生じることが十分想定されるのであり、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。なお、前記のとおり、上記情報は、日本に所在する朝鮮半島由来の書籍等で韓国側に寄贈するものの選別に際して考慮すべき書籍等の評価を記載したものであり、言わば

選別の基準に準ずるものといえるところ、原判決もこのような選別基準等（当該書籍等の評価額を含む。）については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

また、1-61不服部分に記載された書籍名等に対する外務省の評価は、北朝鮮や韓国がこれまでに知り得なかった情報であるが、北朝鮮又は韓国がこれを知れば、引渡しを求める書籍を選別するための格好の参考資料となり、それらを我が国に対して一方的かつ恣意的に強硬な引渡し請求をしたり、あるいは、我が国の対応等を推測するために用いるなど、我が国との交渉を自ら有利に進めるための材料として利用することが十分に想定されることも、前記のとおりである。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-61不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

4 通し番号1-62（乙A第221号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-62の文書は、韓国の郵便文化財に関する文書であり、その中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄①ないし③に記載のもの）のうち、不開示部分③は通信文化財の帰属等に関する事項であると推認できる。これは韓国郵便文化財等に関する客観的事実にすぎないし、証拠（乙A第221号証）によれば、同文書の一部開示により通信博物館所蔵の韓国関係通信文化財の品名等も既に公にされていることなど、同文書の作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にし

たとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないため、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（原判決別紙5・568、569ページ）。

よって、上記不開示部分に記載されている情報が、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない（原判決別紙5・570ページ）。

(2) 不服申立ての対象部分の情報の内容

控訴人が不服を申し立てる部分は、原判決が通し番号1-62の文書中の不開示部分③のうち、同文書の25ページ（-18-）の7文字分、同26ページ（-19-）の備考欄6文字分、同30ページ（-23-）の7文字分、同33ページ（-26-）の備考欄6文字分、同28ページ（-21-）表題の一部及び備考欄10文字分、同35ページ（-28-）表題の一部及び備考欄10文字分（別紙処分目録の同通し番号の⑦欄記載の部分。以下併せて「1-62不服部分」という。）について開示を命じた部分である。

通し番号1-62の文書中の不開示部分に係る情報の内容は、原判決が認定しているとおり、通信文化財（通信博物館が所蔵する郵便文化財）の帰属等に関する事項であるが、このうち1-62不服部分についてより具体的に言うと、昭和40年頃、我が国が、韓国から韓国由来のものとして返還の請求を受けていた通信文化財（乙A第221号証-15-ページ参照）について、外務省が、それを返還するとした場合、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかを検討した内容等が記載されている。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること

前記第2章第2の3(2)及び通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたとおり、北朝鮮及び韓国側は、終戦後の我が国に所在

する朝鮮半島由来の文化財に対して今なお強い関心とそれらが自己の所有に属するとの強い意識を有しており、北朝鮮はこれらが自らに返還されるべきものである旨主張しており、北朝鮮との国交正常化交渉の際には朝鮮半島由来の文化財問題に関する交渉が行われることが容易に想定され、韓国についても今後同様の問題を再び交渉の対象とするよう求める可能性が十分ある。このことからすれば、北朝鮮及び韓国が、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財にはいかなるものがあり、我が国がこれらにつきいかなる調査、検討を行ったかについて多大な関心を持ち、そのような情報を最大限収集してこれを利用した交渉を開展しようとすることが容易に察せられる。

そして、1-6-2不服部分には、上記のとおり、外務省が、その周辺部分に記載されている通信文化財について、それを返還すべきものとした場合、その受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかについて検討した内容が記載されており、これは北朝鮮にとっても重大な関心事にほかならず、北朝鮮が、周辺部分の記載と1-6-2不服部分の記載とを併せ読むことにより、我が国に所在した通信文化財のうち、自らと関係するものの品目や数量等に加え、我が国がその返還に関する受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するのかにつきどのような検討を行っていたかを推測するための重要な材料となる。

したがって、北朝鮮がこれを知れば、引渡しを請求する文化財の選別の参考となり、将来的に、自らと関係することがうかがわれる通信文化財につき我が国に対して一方的かつ恣意的に強行な引渡し請求をしたり、あるいは、自らとの交渉に当たっての我が国の対応等を推測するために用いるなど、交渉を自ら有利に進めるための材料とすることが考えられるのであり、それにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分想定される。

上記情報は、前記2（通し番号1-60の文書に係る主張）(3)アで述べた、情報公開法5条3号所定のおそれのある情報の典型例とされる、「将来予想される交渉に関する我が国の立場を示す対処方針等の情報」や「過去又は現在の交渉…に関する政府部内の検討に係る情報」に該当し、又はこれらに準ずるものにほかならない。

したがって、外務大臣が1-62不服部分の開示により我が国が他国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないというべきである。

イ 原判決の判断の誤り

原判決は、通し番号1-62の不開示部分に記載されている情報が、時の経過や社会情勢の変化等を考慮すると、北朝鮮当局が日本政府の検討内容等を事前に把握し又は検討する新たな材料となり得るものとはいえず、北朝鮮との交渉に当たり我が国に不利に利用されるおそれはない旨判示する。

しかしながら、通し番号1-13の文書に関する前記1の主張において述べたように、将来の北朝鮮や韓国との交渉に当たり、日本の植民地支配下における文化財問題が交渉の対象とされることに変わりはなく、北朝鮮及び韓国が同問題に対して一貫して強い関心と所有意識を有していることなどを考慮すると、北朝鮮や韓国は、日韓会談当時の資料を含め、同問題に関する我が国政府の検討事項等に関する情報を最大限収集してこれを利用した交渉を展開しようとすることが想定される。そして、1-62不服部分の記載内容は、前記のとおり、北朝鮮にとっても重大な関心事であり、これが公になれば、北朝鮮が自らと関係することがうかがわれる書籍名等及びその受領権限が韓国又は北朝鮮のいずれに帰属するかを知り得ることができ、返還を求める書籍を選別するための格好の参考資料にすることが

想定されるほか、我が国の対応等を推測するために用いるなど、我が国との交渉を自らに有利に進めるための材料として利用することが考えられ、これを公にすることにより我が国が交渉上不利益を被るおそれが生じることが十分に想定されるのであり、時の経過や社会情勢の変化等は、これらのおそれを当然かつ絶対的に解消するものではない。なお、前記のとおり、通し番号1-62の不開示部分に係る情報は、韓国に寄贈する文化財の選別に当たって考慮された事項であり、選別の基準に準ずる内容のものといえるところ、原判決自身もこのような選別基準等については、原則として情報公開法5条3号の不開示情報に当たると推認することができる旨判示しているところである（原判決100、101ページ）。

したがって、外務大臣の前記判断に裁量権の逸脱又は濫用があるなどとは到底いえず、原判決の上記判断は誤っているというべきである。

(4) 小括

以上によれば、1-62不服部分に係る情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するといえるものであり、原判決の前記判示は改められるべきである。

5 通し番号1-63（乙A第222号証）について

(1) 原判決の判示内容

通し番号1-63の文書中の不開示部分（別紙処分目録の同通し番号の⑤欄の①ないし④に記載のもの）のうち、不開示部分①（同文書の4ページ、控訴人が不服を申し立てている部分である。）は、日韓会談当時、日本側が韓国側に依頼した内容であって、「墓誌」の調査に関するものにすぎないから、同文書の作成後における時の経過や社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない（特に不開示部分①は、単に日本側が韓国側に調査を依頼した内容にす

ぎず、これをもって日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合の日本側の対処方針等を推測できるものとは言い難いから、北朝鮮との関係で日本側が交渉上不利益を被るとは考え難い。) から、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない(原判決別紙5・576ページ)。

上記不開示部分に記載されている情報については、控訴人(被告)において、当該情報が情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると推認するに足りる事情の主張立証がなされていないというべきである(原判決別紙5・576, 577ページ)。

(2) 原判決には明らかな事実誤認があること

上記不開示部分①は、原判決が判示するとおり、日本側が韓国側に依頼した内容であって、「墓誌」の調査に関するものであるが、これは同時に、日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財等で我が国が韓国側に寄贈するものの選別に際して考慮すべき要素に係る調査依頼を含む内容となっている。また、日本側が韓国側に対して関心事項に係る調査を依頼し、その調査結果いかんによって、我が国が当該墓誌に係る韓国側の返還要求に対していくかなる対応をするかについても言及されている。そうすると、これらの情報によつて、我が国に所在する朝鮮半島由來の文化財に関する交渉における日本側の見解や立場、具体的方針、関心事項等、ひいては日本に所在する朝鮮半島に由来する文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準をうかがい知ることができるのであり、上記情報は、北朝鮮側が今後の日朝国交正常化交渉に際しても強い関心を抱く内容のものである。

したがつて、上記不開示部分①について、日朝国交正常化交渉で文化財問題が協議された場合の日本側の対処方針等を推測できるものとは認め難い旨の原判決の上記認定には、明らかな事実誤認があるというべきである。

(3) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性